

**2017年度地域まるごとケア・プロジェクト  
地域包括及び子育て世代包括ケア先進自治体調査と  
地域人材交流研修会開催報告会**

**私たちの手で創り上げる地域まるごとケア**

**2018年2月18日（日）13：30～16：30**

**会場：発明会館**

# 2017年度地域まるごとケア・プロジェクト

## 地域包括及び子育て世代包括ケア先進自治体調査と地域人材交流研修会開催報告会

### 私たちの手で創り上げる地域まるごとケア

#### <概要>

平成30年2月18日（日）、東京・虎ノ門の発明会館において、「2017年度地域まるごとケア・プロジェクト地域包括及び子育て世代包括ケア先進自治体調査と地域人材交流研修会開催報告会」を開催した。

2015年度及び2016年度から引き続き、北海道から佐賀まで88名の方が参加してください、地域の人々ひとり一人の、家庭ひとつつの複合的なニーズに応える、住民同士の支え合いと分野をまたいだ多職種及び多機関連携によるネットワークづくりに向けた関心の高さが伺われた。

この3年間は、子ども・子育て分野にとっても、また高齢・介護分野にとっても、静かな変革の3年間と言える。2015年度には、子ども・子育て支援新制度がスタート、子どもと子育て家庭を地域で支えるべく、より身近なところで困りごとと一緒に考える利用者支援事業も始まった。同時に、介護保険制度でも、高齢の方々ひとり一人の暮らしを支えるべく、生活全般を支える生活支援コーディネーターや地区ごとの協議体の設置が進められた。厚生労働省をはじめ国のほうでも、日本社会をどう支えて行くのか、さまざまな検討が進められた3年間だった。地域共生社会の実現に向けて、厚生労働省では2016年度に「地域力強化検討会」を設置、地域共生社会の実現に向けた法整備及び環境整備などについて、全国の実践者、学識経験者、行政担当者などによる、分野を超えたところでのより実務的、具体的な協議を進めてきた。

この間の国の動きを、厚生労働省社会・援護局長の定塚由美子さんから説明いただいたのち、基調講演では、「地域力強化検討会」で座長を務めた日本福祉大学学長補佐、原田正樹さんに、相模原障害者施設殺傷事件をきっかけに露となつた「地域共生社会」実現の前に横たわる課題と、地域住民による「共生文化の共創」の実現に向けて大切にしたいことなどをお話しいただいた。

後半は、地域まるごとケアをかたちづくる三要素を考える手がかりとして、2017年度にヒアリングをさせていただいた3都市、3名の方々から報告と提案をいただいた。まず、地域が耕されていなければダメ。耕されていてこそ、制度が活かされる。キーワードは「行動する市民」（北海道夕張市一般社団法人らぶらす）、「コーディネーター」（東京都文京区社会福祉協議会、地域福祉コーディネーター兼生活支援コーディネーター）、「多分野多職種連携」（長崎県長崎市地域包括ケアシステム推進室）。3都市のヒアリングを担当したプロジェクトメンバーが登壇者を紹介、基調講演をお願いした原田正樹さんから、それぞれコメントをいただいた。

参加者アンケートでは、多くの方々から原田正樹さんの基調講演への共感と、3都市の実践者からの報告は多いに参考になるとの回答が寄せられた。

樋口恵子団長の閉会挨拶が3年間の締めくくりのまとめとなった報告会であった。



## プログラム

13：30 開会挨拶 公益財団法人さわやか福祉財団理事長 清水肇子

13：40 行政説明 「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」  
厚生労働省社会・援護局長 定塚由美子さん

14：00 基調講演 「地域共生社会は住民自らが創り上げる共創のコミュニティ」  
日本福祉大学学長補佐 原田正樹さん

15：00～15：10 休憩

15：10 報告と提言 先進自治体調査報告  
「私たちの手で創り上げる 地域まるごとケア」

### 事例報告

- その人のニーズにとことん寄り添うことで次々事業が生まれる  
一般社団法人らぶらす代表理事 安斎尚朋さん
- 人や機関をつなげ、地域課題に対応するコミュニティ・オーガナイザー  
社会福祉法人文京社会福祉協議会地域福祉推進係 浦田 愛さん
- 多機関連携で重複課題にも対応出来る全世代型地域包括ケアへ  
長崎市福祉局地域包括ケアシステム推進室係長 谷 美和さん

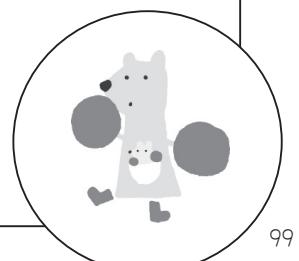
### コメントーター

日本福祉大学学長補佐 原田正樹さん

### ナビゲーター

にっぽん子育て応援団地域まるごとケア・プロジェクト・メンバー  
葦澤美也子、高祖常子、當間紀子

16：25 閉会挨拶 にっぽん子育て応援団団長 樋口恵子



# 地域まるごとケア・プロジェクト 2017 年度調査報告 ごあいさつ

---

子ども・子育て分野から多分野・地域連携に向けた提案と周知啓発を行うべく、公益財団法人さわやか福祉財団の委託により2015年から始めた、3カ年の地域まるごとケア・プロジェクトの3年目および3カ年のまとめのご報告を申し上げます。

にっぽん子育て応援団は、「にっぽんを、もっと子育てしやすい社会に！」と2009年5月に立ち上がり、子ども・子育て分野から社会に向けた情報発信や提言活動などを通じて、子ども・子育て支援を考えることは、地域のまちづくり全体を考えることであると提言してきました。そして、東近江市永源寺診療所長の花戸貴司さんによる「地域まるごとケア」の考え方をお借りして始めたプロジェクト3年を経て、「地域まるごとケア」の提案は、これまで地域保健福祉にはなかった子ども・子育ての視点を盛り込むチャンスだと考えています。

この3年間は、地域子ども・子育て支援および高齢者支援において変革の3年でもありました。当事者ひとり一人のニーズに合わせた支援を、地域のすべての資源、制度を使って組み立て地域連携が出来る人材の養成と配置、地域の状況を把握し連携のもとに施策を進める協議体の設置。分野を超えた連携と協働による新しい地域包括ケアを目指す自治体も現れました。3年目の2017年度には当事者ニーズと地域資源をつなぐコーディネーター、コミュニティ・ソーシャル・ワーカーと呼ばれる方々に多く出会いました。

一人ひとり、あるいは家族の状況に応じて制度や仕組みのほうを組み合わせ、自分たちらしい暮らしを組み立てていく。お互いが顔の見える関係づくりを進める中で、地域にどのような人や仕組み、施設などがあるのかをもう一度確認し、足りないものはつくり、組み直して対応する一方、優れたものはさらに活用する。ほかの分野や地域、自治体の取り組みを知れば、「わがまち」の優れた点も足りない点も、さらによく見えて来ます。

にっぽん子育て応援団では、2012年度からひとつの目標を掲げて取り組んでいます。家族まるごと、地域全体で支え合うことを目指す今回の調査が、応援団の目標達成に向けた、重要なテーマと重なる理由として、ここに掲げておきます。

## にっぽん子育て応援団の目標

すべての子どもたちが、家族の愛情に育まれ、  
また、子ども同士の積極的な関わり合いの中で  
そして、地域や社会の多くのおとなたちの慈しみの中で、  
心豊かに成長できる環境を保障すること

※「子どもは家族が育てるのか、社会が育てるのか」というとらえ方ではなく、子どもを真ん中において、子どもの成長にとって不可欠な、家族、子ども同士の関わり、地域や社会の多くの人の関わり、それぞれが大切な役割を果たせるよう支えるという考え方方に立つことが重要です。

今回、自治体の行政担当者やNPO市民活動団体のみなさまが、その調査趣旨をご理解ください、ヒアリング先の紹介からヒアリング日程の調整までを、地域人材交流研修会の会場やテーマ選定から当日の運営までを担ってくださったこと、地域人材交流会に多くの方が参加してください、闘争な意見交換をしてくださったことに、心から感謝申し上げます。

最後に、プロジェクト立ち上げ以前から、にっぽん子育て応援団の活動を理解、応援してください、プロジェクト立ち上げから2年間と共に駆け抜けてくださりながら、3年目の春に亡くなられた公益財団法人さわやか福祉財団の澤春生さんのご冥福を、心からの感謝を添えて、お祈り申し上げます。

平成30年2月

(地域まるごとケア・プロジェクト 2017 年度調査報告書 序文より)

## 【地域まるごとケア・プロジェクト 企画趣旨】

地域全体の福祉を考えたとき、同じ地域で暮らすもの同士の支え合いが自然に行われているのが望ましく、実際に人々の暮らしを支える資源はシームレスである。高齢者対策と子ども・子育て支援対策、障がい児・者対策、生活困窮者対策など、公的制度によってそれぞれの支援メニューは分断されているが、困りごとを抱える人や家庭に求められる支援もまた、シームレスである。地域での暮らしを考えたとき、制度によって分断されたこれらを、困りごとを抱える人や家庭の実情に合わせてフレキシブルに利用できることが求められているのではないだろうか。

介護保険制度から生まれた「地域包括ケア」という考え方は、介護の世界に留まらず、地域で暮らすすべての人々に広げられるべきではないか。制度によって分断された各種支援事業を、地域で暮らす人々をまるごと包み込むように利用していくことこそ、地域での暮らしの実態にふさわしい仕組みになるのではないだろうか。

地域包括ケアを全世代に向けてとらえ、実施していくことを＊「地域まるごとケア」と名付け、これを実現させていくために、子ども・子育て支援における利用者支援事業などの実態を把握、目指す方向性を探りながら、生活支援コーディネーターと生活困窮支援コーディネーターなど、地域での暮らしを支える他の専門職との連携についても、提案していきたい。

1年目（2015年度）は、全世代に向けた地域連携による地域まるごとケア先行事例実態把握を行ない、その調査を報告する会を開催、地域連携についての提案と周知・啓発を図る。

2年目（2016年度）は、経年的状況把握とともに、地域連携による地域まるごとケアの周知と啓発のため地域福祉人材の交流をも兼ねた勉強会を複数回、場所を変えて開催する。

3年目（2017年度）は、子育て支援コーディネーターと生活支援コーディネーターなどの連携に着手し始めた自治体を、地域まるごとケア先進自治体として調査、交流会や勉強会を開催し、全国的な普及を目指す。

\*地域まるごとケア：東近江市永源寺診療所所長の花戸貴司さんが、三方よし研究会が目指すものとして掲げているのが「地域まるごとケア」。「年老いても、認知症になっても、独り暮らしであっても安心して生活ができる地域」を作るには、「我々専門職が提供する「地域包括ケア」と、非専門職が支えあっている「互助」を地域の中でつなぎあわせること」、さらに「これらのスキマをうまく埋める「地域まるごとケア」ができれば安心して生活できる地域になると信じている」。にっぽん子育て応援団では、「地域包括ケア」を赤ちゃんから高齢者まで、地域で暮らすすべての人々に向けた取り組みとしようという目標を掲げていることから、花戸さんの許可を得て、今回の3年間の取り組みで目指したい姿として、「地域まるごとケア」を使うこととした。

## 開会挨拶

公益財団法人さわやか福祉財団理事長  
清水肇子（しみずけいこ）



本日はお休みの中、またご多用のところ、地域まるごとケア・プロジェクト調査報告会にお越しいただきまして誠にありがとうございます。遠方からも参加のお申し込みをいただきしております。心より感謝申し上げます。

にっぽん子育て応援団と私どもさわやか福祉財団はちょうどこの3年間、地域まるごとケアでご一緒にして参りました。そんな関係で冒頭少しお時間を頂戴してご挨拶をさせていただきます。

ご存知の方もいらっしゃると嬉しいのですが、さわやか福祉財団は創立から30年弱、27年になりますが、新しいふれあい社会を創るということを当初からの理念に活動しております。誰でも住み慣れた地域であたたかく、いきいきと暮らしていこう、そんな仕組みをみんなでつくっていこうという取り組みをさせていただいて参りました。

そんな中、3年前に介護保険制度が大きく変わり、生活支援コーディネーター、協議体の仕組みが生まれました。まさにこれは地域住民みなさんを中心に、みんなで互助中心の取り組みを進めていこうというものです。つまりこれは地域づくりなんですね。元来、みんながそれぞれの立場でかかわり合い、高齢者、障がい者、子どもを個別に考えるのではなく、地域共生社会、地域社会の支え合いという、これまで当たり前に取り組まれてきたことを、国としても仕組みとして位置づけ取り組んでいこうという大きな流れが出て来ております。

私どもも、高齢者の分野についていろいろな形で発信させていただいておりますが、もともとさわやか福祉財団現会長の堀田力が、にっぽん子育て応援団の共同代表の一人として務めさせていただいております通り、高齢者だけではなくみんなが参加する、児童、生徒、学生も、すべての人が助け合いを推進する取り組みをしてきております。

地域まるごとケア・プロジェクトは3年目となりました。地域課題をみんなで考え、支援のところも含めて地域活動を広く考えていく。さらに、子育て支援コーディネーター、生活支援コーディネーターの役割に着目して、地域まるごとケアを進めていくという取り組みを進めてもらっております。

私も全国回らせていただく中で、こんな取り組みがありました。地域活動、助け合いを広めましょうという住民のフォーラムは通常、中高年の方が多くパネリストを務められるのですが、ある市のフォーラムでは、生活支援コーディネーターが高校生2人をパネリストに選んでいました。彼らは、総合学習で障害者福祉を学んだときのことを話してくれました。地域で暮らしている中で、親子連れが障がいのある人とすれ違ったときに、子どもに対して「見てはいけません」と言っているのを何回か見かけ、違和感を感じていたけれども、自分たちが総合学習の授業で障がい者施設に行ったときに、彼らとどう接したらよいかわからなかった。一緒に時間を過ごし、経験とふれあいの中で、地域の中には当たり前にいろんな人がいることを自然に学び感じることができましたと話し、「オランダへようこそ」という詩（「オランダへようこそ」は、ダウン症児のお母さん、エミリー・パール・キングスレーさんが1987年に書かれた詩です。）を紹介して締めくくりました。ほかのパネリストのお話もとても素晴らしいですが、若い人が関心を持ってくれたことに、会場に来てくれた参加者から、「自分たちのまちのことをもう一度考えてみよう」という声が多く出てきて大変嬉しく思いました。

また、別の地域では、子育て中の若い母親がパネリストとして登壇されていました。その方は子育てだけでなく、実は介護をしているのですが、団体の活動者として発表なさっていたんです。「大変ではないですか」と尋ねたところ、「子育ての不安もあるし介護で大変なことはあるけれど、それを他の人に一緒に聞いてもらえること、わが子を連れて行って『大丈夫かい?』と声をかけてもらえること自体が嬉しい。少しでも地域にお返しできることが無理なくできればいい」という話をしてくださいました。

こういった例は、表に出て来ることはまだ少ないかもしれません。しかし、実は地域では当たり前に、みんなで「大変だね、大丈夫?」と言い合えるつながり、高齢者、障がい者、子どもといった分野に関係なくつながり合って、支え合える仕組みを考えていこうという動きが、全国各地で進んでいます。まさに、それを実践者として、思いを持って取り組んでいらっしゃるのが本日お話しeidakuみなさまです。素晴らしい事例を発表してくださいますので、地域でさらに、地域まるごとケアが進みますように、この時間が貴重なものとなりますように心からお祈りして、簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

# 地域共生社会の実現に向けて

## 地域まるごとケア・プロジェクト 2015年度から2017年度 「この3年間の国や社会の動きを振り返る」

地域まるごとケア・プロジェクトの3年間は、子ども・子育て分野にとっても、また高齢・介護分野にとっても、静かな変革の3年間でした。2015年度には、子ども・子育て支援新制度がスタート、子どもと子育て家庭を地域で支えるべく、より身近なところで困りごとと一緒に考える利用者支援事業も始まりました。同時に、介護保険制度でも、高齢の方々ひとり一人の暮らしを支えるべく、生活全般を支える生活支援コーディネーターや地区ごとの協議体の設置が進められて行きました。

厚生労働省をはじめ国のはうでも、日本社会をどう支えて行くのか、さまざまな検討が進められた3年間でした。

2017年度調査報告会「みんなで創り上げる 地域まるごとケア」前半は、地域共生社会に向けた国の動きを厚生労働省社会・援護局長の定塚由美子さんからご説明いただき、法改正や具体的な環境整備について協議がなされた「地域力強化検討会」で座長を務めた日本福祉大学学長補佐、原田正樹さんに、相模原障害者施設殺傷事件をきっかけに露となった「地域共生社会」実現の前に横たわる課題と、地域住民による「共生文化の共創」の実現に向けて大切にしたいことなどをお話しいただきました。

### 行政説明

#### 「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」

### 厚生労働省社会・援護局長 定塚由美子さん

### 基調講演

#### 「地域共生社会は住民自ら創り上げる 共創コミュニティ」

### 日本福祉大学学長補佐 原田正樹さん

## 行政説明 「地域共生社会の実現に向けた 地域福祉の推進について」

厚生労働省社会・援護局長  
定塚由美子さん  
(じょうづか ゆみこ)



東京大学経済学部卒業後、1984年労働省（現厚生労働省）入省。省内、岡山県庁などの勤務を経て、2004年内閣府男女共同参画局推進課長。その後、厚生労働省職業家庭両立課長、雇用均等・児童家庭局総務課長等子育て支援や女性活躍にかかわる行政を担当。2014年に発足した内閣人事局の内閣審議官（女性活躍推進・WLB等担当）就任。2016年6月、厚生労働省社会・援護局長。担当は、生活保護、貧困対策、地域福祉を含む社会福祉全般と遺骨収集等の援護関連業務。

みなさん、こんにちは。厚生労働省社会・援護局長の定塚由美子と申します。実は私は個人的には、にっぽん子育て応援団ができたときから、ささやかではありますが、応援団の応援、サポートをさせていただき、子ども・子育て支援の発展を願ってまいりました。現在は社会・援護局長として、今日のテーマでもある地域共生社会づくり、地域福祉の取り組みを担当しております。このあと、原田先生から詳しくお話があると思いますが、まず、国の取り組みについてお話しさせていただきます。

地域共生社会づくり。なぜこんな課題が出てきたのか。今日お集りのみなさまはそのことについてはよくわかっているいらっしゃると思います。福祉政策においては、これまで、介護保険制度、障害者福祉制度、子ども・子育て支援制度等、対象者ごとに制度を作り充実させてきました。生活困窮者自立支援法なども作り、それはそれで素晴らしいのですが、一方で、制度におさまり切らない問題や制度の狭間に入り込んでしまう人も出ていることがわかつきました。世帯単位で見ると、親は介護保険、子どもが子ども・子育て支援制度の対象で、子どもが19歳、20歳になって困りごとを抱えたときに、どこに相談すればいいのか。世帯全体としての相談事をどこに持っていくか難しいとお困りになる事態が地域の現場で多く起きています。現場では、10年以上前から、制度ごとの縦割りではなくて、まるごとで支援していかないといけないという声や動き、先駆的な取り組みが出てきました。国も、通知や予算レベルでは、分野横断的に包括的に支援していくという動きが、数年前から始まっていました。

問題意識としては、今申し上げたように、縦割りではだめ、また、

支え手側と受け手側が固定化した考え方を見直す必要がある、そもそも地域のつながりが弱まっているので、そのところをつなぎ直して再構築しなければならない、といったことが挙げられます。

地域共生社会づくりを進めていくに当たり、国としては、「縦割りを超えて、地域住民のいろいろな主体が自分のこととして参画して、人と人、人と資源が世代と分野を超えて丸ごとつながる」ことをコンセプトとして進めていきましょう、と呼びかけています。

次の3つの観点が重要であると考えています。一つ目は、地域づくりや相談支援体制。入り口のところで困っている人がいるときに、受け止められるような体制をしっかりと作っていく。二つ目はサービスの提供体制。共生型サービスとして、高齢者や障がい者のところで共通のサービス施設を作れるように、一部敷居を低くすることが始まっていますが、そういったことも進めて行かなくてはいけない。三つ目としては、横断的につなぐことのできる担い手、人材を養成していかなくてはならない。

具体的な支援体制の整備については、世帯ごとの複合的な問題、制度のはざま、相談に行く力がない、頼れる人もいないし、ノウハウもない、という現在の課題に対して、地域共生社会づくりの仕組みをもっと強化して、市町村で包括的な支援体制を作り、複合課題、世帯全体の課題を地域での相談窓口で受け止め、必要な支援につなげられるようにしていく。自分で相談する力がない人にはアウトソーシングするとか、課題の早期発見の仕組みをつくって対応できるようにする。地域住民の方が高齢者世帯の引きこもり中高年の存在に気づいたり、高齢一人暮らしの方の体調不良に気づいたりして相談窓口あるいは行政機関につなげることができるように、施策、制度を進めていきたいと考えています。

仕組み、体制づくりに向けては、平成27年度から検討を進めてきました。平成29年2月に、介護保険法等の一部改正と共に社会福祉法の改正案を国会に提出して成立、施行はもうすぐという状況です。このように「地域共生社会の実現に向けた地域づくり」の制度化に当たっては、現場のさまざまな取り組みを踏まえて、法改正による制度構築を進めています。

これらについて検討していたのが、「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会」、略称・地域力強化検討会で、このあと講演される原田先生を座長に、高齢者・障がい者・地域子育て支援・地域福祉など、いろんな分野で支援をしている人にお集まりいただき、幅広い議論をしていただきました。中間とりまとめを作って、それを踏まえて法律案を作りました。

改正社会福祉法は、地域共生社会、地域福祉をどう進めるかの理念を書いています。もともと社会福祉法は、社会福祉として分野ごとに制定されている法律・制度の基礎となる法律で、共通の土俵を作っている地域福祉推進の理念を規定しています。

具体的改正の内容としては、まず、理念を実現するために市町村が主体となって包括的な支援づくりの仕組みをつくり、地域住民が地域共生社会に参加しやすい基盤をつくってくださいと規定しています。

そして、住民に身近な地域、小学校区などで、このレベルだと、子ども・子育て支援の地域包括支援センターなど制度ごとに相談窓口がありますが、例えば高齢者の介護の問題だけで済まない場合は、同じ地域のほかの分野の相談窓口や機関と連携して対応できるようにすることを規定しています。小学校区域では解決がつかない場合には、市町村圏域で支援機関や団体が連携をとって、しっかりと支援できるよう体制をつくることも規定しています。

さらに、地域共生社会づくりに向けた体制づくりを含めて地域

福祉計画を定める。地域福祉計画策定はこれまで任意策定でしたら、今回、市町村の努力義務となりました。福祉各分野の共通事項を定めて福祉分野をまるごと支える上位計画と位置づけるとともに、地域共生社会づくりをしっかり支援することを理念として明記するよう規定しています。

具体的なイメージとしては、地域で暮らす人々のより身近な圏域、そして小中学校区くらいの圏域、市町村単位の圏域の3層で考えた場合、小中学校区ぐらいたる圏域に、さまざまな困りごとをまるごと受け止める場=相談窓口を設ける。このところは市町村、自治体によって地域の基盤がさまざまなので、先行的にやっていらっしゃるところでも、地区社協、地域包括支援センター、社会福祉法人、あるいは住民主体などと、担い手はさまざまです。何らかの形で、住民のいろいろな課題を丸ごと受け止められる相談窓口を設け、圏域内での連携で対応していく。さらにもう一方で、企業やNPO、地区社協ほかの法人、老人クラブなどの任意団体、機関、地域住民個人など、さまざまな主体に働きかけて、地域の課題を「わがこと」として解決していくよと「地域を耕す」ことも、自治体としてやっていく。勉強会の開催や、グループづくりを行うなど、圏域内のネットワークの中で見つけた課題を、相談窓口を中心とした連携の中で解決に向けた対応を行う。それでも解決が難しい課題については、市町村全体でのネットワークの中で取り組む。

実際、すでに取り組みを進めているところもありますし、昨年度から政府で予算をつけてモデル事業を進めています。平成29年度は100自治体に補助予算をつけており、平成30年度は150市町村にと、現在募集をしているところです。それぞれの自治体ごとの仕組みを作ってもらいたいと考えています。

地域共生社会の実現については、社会・援護局だけでなく各局で、厚生労働省全体として検討しているもので、今お話ししたことで終わりではありません。省全体でも縦割りではなくてまるごとで検討している最中であり、まだまだ課題はあるという認識で、改革を進めていこうとしています。

改革に向けた工程は、平成29年の法改正を元に、地域での包括的な相談支援体制の制度化、共生型サービス創設などを行い、平成30年度は介護報酬改定の中で共生型サービスの評価を付けていくとともに、先週改正法を国会に提出した生活困窮者自立支援法の強化、生活にお困りの方の支援についても縦割りではなくて幅広い支援、市町村のネットワークを活用しつつ、充実・強化して行く。平成31年度以降にさらなる見直しを予定しており、今進みつつある各地の共生社会づくり、包括的な相談支援体制づくりを踏まえて、今後どう展開するか、予算の仕組みを含めて検討していく予定です。そして、平成32年度以降には全国市町村で全面展開できるようにと考えています。

改正社会福祉法の施行がこの4月からということで、昨年12月には指針と通知を出しました。それぞれの圏域で何をしたらよいのか。住民の身近な圏域については、地域で協議してほしい。市町村にも都道府県にもやるべき役割がある。指針を踏まえて枠組み、支援体制をつくり地域福祉計画に盛り込んでほしいと、各自治体にお願いしているところです。

実際に、どんな範囲（圏域の範囲）で、誰が主体となって、どういう仕組みを作り、課題を汲み上げ、誰が窓口となって解決していくのかということについては、地域住民のみなさん、地域で活動しているさまざまな団体が協議をしながら、地域の実情に合わせて進めていくください。地域のみなさんと行政とが話し合いを重ねる中で、制度上、予算上変えてもらわないと困るという

ところがあれば、ぜひ国に言ってください。そうすれば、制度や予算の仕組みを変えることができます。地域共生社会づくりは地域の皆さん之力で進めていけるもの。国も支援して行きたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

**基調講演**  
**「地域共生社会は住民自ら創り上げる  
共創コミュニティ」**

**日本福祉大学学長補佐  
原田正樹さん  
(はらだ まさき)**



明治学院大学卒業後、重度身体障害者療護施設などに勤務。その後、日本社会事業大学大学院を修了後、日本社会事業大学などを経て、2004年より日本福祉大学へ赴任。現在、日本学術会議連携会員、日本地域福祉学会会長、日本福祉教育・ボランティア学習学会会長、全国社会福祉協議会・ボランティア市民活動振興センター運営委員、『月刊福祉』編集委員、「広がれボランティアの輪」全国連絡会副会長、全国生活困窮者支援ネットワーク理事、厚労省・地域共生社会地域力強化検討会座長などを務める。

みなさん、こんにちは。ただいまご紹介にあずかりました日本福祉大学の原田と申します。今日はこのような会にお声をかけていただきまして、とても有り難いなと思っております。

この地域共生社会というのは、法改正のほうは定塚由美子厚生労働省社会・援護局長（以下、定塚局長）からとても分かりやすくご説明いただきました。

ただ共生社会については、たぶん現場の側からは前から分かっているよというような面もあるんだろうと思います。たしかに「ともに生きる」ということは、何も今さら出てきたことではない。じゃ、どういうことが地域共生社会の課題なのかをきちんと共有しながら説明していかないといけないなと思っています。今日は、そういう意味で、地域力強化検討会（以下、検討会）の中身だけではなくて、改めて地域共生社会について、みなさまと一緒に考えていくという、そんな時間にしていきたいと思います。

具体的な事例は、このあの報告で、とても素敵な事例を三つご報告いただくことになっておりますので、私のほうからは、少し理念的というか、考え方みたいなところをみなさまに投げかけて、一緒に考えていただけると有り難いな、と思っているところです。

今日の講演の中で、みなさまと考えさせていただきたいと思っているのは、そもそも地域共生社会って、われわれはどんな風に捉えていいかいいんだろう、何を大切にしていけばいいのか。定塚局長からご説明のありました改正社会福祉法で、われわれの何が変わっていくのか。最後に、地域共生、地域丸ごとケアへの挑

戦ということで、考えていきたいなと思っております。

まず、そもそも地域共生社会ということから、みなさんに聞いていきたいと思います。

検討会の中でも、「我が事丸ごと」という言葉が出たときに、いろいろな立場、いろいろな意見があるねという話から始まりました。

「我が事」というと、人ごとではなく、いろいろな福祉の課題を私ごと、自分のこととしてとらえる。これはとっても大事なことでし、先ほど申しましたように、そういうことは昔から言われてきたことですけれども、それを国として言うことはおこがましいのではないかという厳しいことを言う人もいて。「我が事」は押し付けられるものではない、一人ひとりが「ああ、これは私のことなんだ」と自分のことのように受け止める気づきや共感があつて「我が事」になるので、「我が事」にしなさいなんて強制されるのはいかがなものかという意見もありました。

そんな中で、今回は現場の実践者という方がたくさん委員として選ばれておりましたので、地域のとらえ方というのは、よいことばかりではないんだという議論がありました。これはもう、今日お集りのみなさんを前に言うまでもなく、地域には二つの顔がある。

一つは、あたたかさ、やしさ。いろいろな人たちを受け入れてくれるコミュニティが持つプラスの面。その一方の冷たさ、怖さ。排除したり抑圧したりするのも地域。その両面をしっかりと踏まえて地域というものを考えていかないと、地域共生社会、地域がさもユートピアのようで、地域だったら何でも解決できるというようなどらえ方はよろしくないのではないか。地域というものを冷静に、客観的にとらえてから、議論をしようという話をしました。横浜「NPO 法人びーのびーの」の奥山千鶴子さんも検討会のメンバーでした。彼女は子育てを通して、「アウェイからホームへ」という話をすごくされたんですね。転勤等で来たら、地域はすごくアウェイな場所だった。それが子育てを通して、お父さんやお母さんといろいろな地域の人たちと関係ができる、地域がふるさと、ホームになっていく。最初からホームだったらよかつたんですが、最初からホームなんてあり得ない。最初はよそ者というところから入って来たのが、少しづつ変わっていくんだという話をありました。

脳性麻痺者の会で、1960年代、1970年代に日本の障害者運動の先駆けを牽引された「青い芝の会」の横田弘氏がよくおっしゃっていたのは、「ともに生きるということは大事なことだけれども、本当に『地域は信用できるところなのか』」。そのこと抜きに、我々は地域の優しい顔にだけ頼ってはいけないのではないか。

最初から少し重い話で恐縮ですけれど、そのことが露呈したのが、2016年の7月の相模原市の障害者施設で起きた殺傷事件でした。この事件で、多くの関係者が心を痛め、実はとてもショックを受けたことのひとつは、障害者差別解消法が施行されたのが、2016年の4月だったということでした。障害者差別解消法が施行された年。この法律も簡単にできた法ではないんです。障害者権利条約を日本が批准するために国内での差別禁止法が必要だということで、関係者が長年にわたって検討に検討を重ねて、ようやく2016年4月に施行された。合理的配慮をしっかり進めていきましょうということがスタートした矢先、7月26日に相模原で事件が起こった。

これから裁判を通して、犯人はなぜ、ああいう犯行に及んだの

かなどについて、明らかにされるんでしょうが、彼が発した「この世の中から障害者がいなくなればよい」というひと言に、非常に多くの人が「いいね」を押して賛同した。これは学術的な調べではありませんが、ある週刊誌の調べによれば、インターネットの世界ですけれども、「いいね」の数は80万とも100万とも言われる。非常に多くの人が、彼の発言に対して「よくぞ言ってくれた」「本音を言ってくれた」と言った。これはまさに「内なる優生思想」の問題。

実は福祉教育の関係者、あとからお話をさせていただきますが、「子どものときから福祉を学ぶことが必要だ」と考えてきた研究者には非常に大きなショックだったんですね。何がショックだったか。福祉教育の場面において、日本人の福祉意識は総論賛成で各論反対だと言って参りました。障害のある人もない人も同じ人間だ。ともに生きることは賛成だと、総論では私たち日本人の間で合意ができているんだ。ただ、やっかいなことは、総論ではみなさん「そうだ」「そうだ」と言うけれども、各論になったとき、私たち一人ひとりの身近な生活になったとき、障害者施設ができると反対運動が起こる。実は障害者施設だけじゃないですよね。保育所などやいろいろな施設の建設反対運動が起こるわけですから。ただ、それも含めて各論の問題なんだ。総論では賛成だけれども、各論ではそこまでいっていない。ですから福祉教育の大変なひとつの取り組みは、あるべき論、スローガン、総論ではなくて一人ひとりの意識、一人ひとりの行為が変わりえるような、各論に迫りうるような福祉教育をどう展開すればよいかということを言ってきたんです。

ところが、あの事件から問いかげられることは、実は総論が総論にまで、日本の中では、至ってなかったということ。先ほどお話ししましたように、内なる優生思想、五体満足であるとか、そういうような考えの中から、障害のある人もない人も同じ人間だということ、ここが本当に合意されてきたのだろうか。あるいは、障害者に対する差別や偏見はなぜ起こるか。知らないから起こるといわれてきた。障害のある人のこと、彼らの生活、彼らのことを知らないから偏見が起こるんだ。ところが、あの犯人は3年半も施設の職員をしていたんですね。決して知らなかつたわけではない。障害のある人のことまったく無関心だったわけではない。そういうことを考えますと、知らないから偏見が起こるのではなくて、どんな知り方、関わり方、あるいはどんな伝え方をするのか。そこのところをしっかりしなければ、ただただ障害によるできない面を伝えるだけでは、生産性という面において「役に立たない存在」となってしまいかねません。彼は3年半施設の職員をして、「やっぱりこの人たちは、この世の中からいなくなればいい」という結論に至ったわけです。そのことの意味が、我々に問われているんだろうと思うんですね。

何が言いたいかというと、地域共生社会というのは、制度やサービスだけでは実現できないという、当たり前のことですけれども、制度やサービスが、システムがいくら整ったとしても、そこにいる私たち一人ひとりの意識が共生ということをしっかり踏まえられるようになっていかなければならぬんだろう。地域力強化検討会の最終報告の中でも、福祉教育の必要性について整理をしました。福祉を学ぶ、子どものころから福祉を知る機会をもう一方でしっかりとつくっていかなければ、共生社会が実現していくんだ。

この福祉教育ということを少しお話しておきたいと思います。福祉教育というのは、言うまでもなく、福祉と教育の重なり合

う部分のことです。わざわざ言うまでもない（笑）。福祉も教育も、そもそもは人を相手にした営みですから、ヒューマン・ケアとしては、もともとつながっていたわけです。福祉と教育を繋げようとするもの、これを接近性と言いますけれども、今、この力が、福祉と教育を一体にしなければならないという背景が働いているのではないか。今日は福祉教育の話をしておりますけれども、反対側から見ますと、教育福祉という分野になるんですね。教育福祉という分野は、教育と福祉の分野の谷間にある教育権と生存権の諸問題という言い方をして参りましたけれど、最近の言葉で言うと、まさに「子どもの貧困」の問題です。スクール・ソーシャル・ワークが、教育福祉の大きなテーマになっています。ですから、福祉と教育の接近性を考えましたときに、本当は福祉教育だけではなくて、常に教育福祉のことも合わせて、私たちは考えていかなくてはいけないのですけれど、今日は地域共生社会のことを考えるときの福祉教育のことを少し問い合わせみたいと思います。

福祉の価値を学ぶことが子どもの成長の糧になる。福祉教育をひとと言で言いますと、「ともに生きる力を育む」教育。今、文部科学省で、いろいろな学習指導要領の改訂が進んでおりますけれど、「生きる力」というのが大きなテーマです。生きる力に加えて、ともに生きる力を育むのが福祉教育。ただし、これは学童期の子どもたちだけを対象にしたものではなく、生涯学習。本当は福祉を学ばなくてはいけないのは子どもたちではなく、私たちおとなも、もっともっと学ばなければいけない。そのことを考えると、生涯学習を通して地域社会を創っていく、そういう力が福祉教育にはあるんだと言われて参りました。

ただ、この福祉教育が、今、課題を抱えています。福祉教育プログラムの形骸化という問題なんですね。いつごろから始まつたかと申しますと、2002年、学習指導要領の改訂で「総合的な学習の時間」が、全国の小学校・中学校・高校で行われるようになって参りました。これはこれでとっても大事なことなんですけれども、この総合的な学習の時間の中の一つの例示として福祉が入ったんですね。決して福祉だけをやる時間ではないんです。国際のこと、情報のこと、あるいはこれから子どもたちが21世紀を歩いていく上で必要なことを学ぶというのが、この総合的な学習の時間の目的ですから、福祉だけのことを学ぶ時間ではないわけです。ただ、総合的な学習の時間の中に福祉が位置づいたことによって、その時間の濃淡はありますが、全国の小学校・中学校・高校で行われるようになってきました。多くの子どもが福祉を学ぶ時間ができたという意味では、とっても大きな一歩なんですが、実際にどんな福祉教育が行われているのかをアンケート調査してみたら、3大プログラムというのが見えてきました。多くの小学校で行われているのが、疑似体験、施設訪問、手話・点字。こういうことをやってはいけないというのではなくて、やり方によっては貧困的福祉観、厳しい言い方をしておりますけれども、これが再生産されるのではないだろうか。

少し具体的な話をしたいと思います。

例えば、障害を理解すると言ったときに、多くの小学校・中学校で行われているのは、疑似体験という方法が一般的に行われています。目が見えない、体が不自由な人はどんな人かを疑似体験で子どもたちに教えよう。具体的に言いますと、「目が見えないってどんなこと」、視覚障害のことを伝えようとするときに、二人一组になって目隠しをする。ひとりは目隠し、もうひとりは目隠しせずに学校の中、体育館や校舎の中を歩き回ります。15分か20分くらい疑似体験をします。で、目隠しを外して、「どんな気持ちがしましたか？」みなさんも想像してみてください。

アイマスクを取ったときに。

「ああ怖かった」

「大変だ」

「不自由だ」。

先生はこんなことを教えるんですね。

「そうでしょ、大変だったでしょ。怖かったよね」

「目の見えない人は毎日そんな中で生活しているんですよ」

「じゃあ、目に障害のある人にはどうしますか」

そこで子どもたちは考えるんですね。

子どもたちから出て来る答えは、

「声をかけてあげたい」

「何か出来ることがあれば手助けしてあげたい」

それそのものが悪いということではないわけすけれど、何が課題か。疑似体験を通して、障害というものが子どもたちの心にどう残るか。

これは、いま子どもたちが発言した「怖かった」「不便だった」「不自由だった」、障害のマイナスの部分が、疑似体験で強化されるんですね。そのマイナスのことに対して、「障害者に対して何をしてあげられるか」の発想でいきますから、いつまでも「障害者はできない人」というロジックで、子どもたちの中に福祉教育が進められてしまう。

これを変えていかなくてはいけない。そういう動きの中から、あとで話をしますけれども、新しい福祉観や障害観、ICF\*(International Classification of Functioning, Disability and Health、国際生活機能分類、略称ICF)という考え方方が、WHO(世界保健機関)総会で採択されて、2001年ごろから広がってきてています。

国連で採択されたICF(生活機能分類)という、生活機能に着目した福祉教育プログラムになると、どんな変化が出て来るのか。

これはある小学校の5年生の授業なんですが、今申しました視覚障害「目が見えないってどんなこと」の授業をするときに、こんな授業をされているんですね。

全盲のAさんに学校に来ていただく。最初に自己紹介をしたあと、Aさんに何をしていただくか。子どもたちの前で、Aさんにリンゴの皮をむいてもらうんです。

最初Aさんは、「なぜ私がわざわざ学校へ行つてりんごの皮なんかむかなかきやいけないの?」と嫌がっていたんです。実はAさんはどんな方かというと、2人のお子さんを育てています。夫やヘルパーの協力、いろんな支援を受けながら自立した生活をなさっていて、二人のお子さんを育てていますから、家事全般も、自分のことは自分でできる人なんです。りんごの皮をむくこととか、普段彼女は料理も自分でやっていることなので、「そんな当たり前にできることを、わざわざゲスト講師として学校に行ってみんなさんの前でやるなんて申し訳ない」。地域の方みなさんそうなんですけれど、ゲスト講師として学校に呼ばれると、子どもたちから「先生」「先生」と呼ばれるもんですから、何か高尚なことをやらないといけないと思っていらっしゃる。Aさんからすれば「当たり前のこと」なんだけれど、「その当たり前のAさんの普段の生活を伝えてほしいんだ」とお願いした。

そんなことで当日を迎ました。

Aさんに子どもたちの前でりんごの皮をむいていただくんす  
けれど、子どもたちはびっくりして、緊張しているんですね。

「このおばさん目が見えないのでリンゴの皮をむけるのか」

「ナイフを持って大丈夫なのか」

「指を切らないのか」

\*健康および健康関連領域（教育や仕事・労働、社会生活のように、健康そのものではないが、それと関連の深いもの）に関して、疾患面以外の状況について記述するための、概念枠組みと分類コードである。これにより健康に関する諸専門分野間およびそれらと当事者（本人・家族）との間の、さらに国際的な、適切な情報共有を可能とする、標準的な共通言語を提供するものである。

中心概念である「生活機能」(functioning)とは、

- (1)「心身機能・身体構造」(生物レベル。手足の動きや心臓の機能などの体の働きや精神の働き、また体の一部分の構造)
- (2)「活動」(個人レベル。歩行・食事・家事など、人が家庭や社会で生活していくなかで行っている目的をもった動作・行為)
- (3)「参加」(社会レベル。仕事・家庭内役割・地域社会への参加など、人や社会との関係や役割をもったり、楽しみや権利を実現すること)の三つのレベルからなり、それらをすべて含んだ包括概念である。

これに問題を生じた状態が「障害」(生活機能低下 disability)であり、これも同じく

- (1)「機能障害(構造障害を含む)」(心身機能や身体構造上の問題)
- (2)「活動制限」(生活上行う動作・行為(活動)の困難・不自由)
- (3)「参加制約」(参加に関する困難・不自由)

の三つのレベルを含む包括概念である。

「生活機能」に影響するものには「健康状態」(ICD:国際疾病分類で分類)のほかに「背景因子」「環境因子」「個人因子」があり、これらと生活機能の各レベルとの間、また各レベル間に相互作用がある。これらの関係を総合的にとらえたものが「ICFの生活機能モデル」である。

ここで「環境因子」は物的(建物や道路の構造、車椅子等の福祉用具など)・人的(家族、友人、教師など)・社会的環境(法律、医療制度、介護サービスなど)を含み、「個人因子」は年齢・性別・生活歴・価値観等のその人固有の特徴である。またICFの分類コード(項目)は、評価点(0~4)を付して量的判断を示すことができる。以上のようにICFによって、ある個人が「生きる」ことの全体像を分析的かつ総合的に記述することができる。

WHOには多くの国際分類があり、それらは互いに関連したグループをなし、国際分類ファミリー(WHO-FIC)とよばれ、大きく「中心分類」「関連分類」「派生分類」の3グループからなる。ICFは病気に関するICD-10(国際疾病分類 改訂第10版)とともに「中心分類」に位置づけられている。これは真の「健康」を理解するのに大きな意味がある。すなわちWHOによる健康の定義は「完全な肉体的、精神的および社会的ウェル・ビーイング well-being(安寧(あんねい))の状態であり、単に疾病または病弱の存在しないことではない」(WHO憲章、1946)である。この定義との関連でみると、ICDは疾病を中心とし、一方ICFは生活機能という包括的な枠組で、「身体的、精神的、社会的なウェル・ビーイング」全体をとらえるものとみることができるからである。

なお、ICFの前身はICDの補助分類であった国際障害分類(ICIDH: International classification of Impairments, Disabilities and Handicaps、WHO、1980)であるが、これは病気の結果(帰結)についての分類であった。これがICFでは健康の構成要素となつたことは、障害または健康に関する社会におけるとらえ方・見方の大きな転換が背景にあるものといえよう。

実際の用途としては、統計的ツールとしてだけでなく、個別臨床、集団調査、研究、教育、行政などの多くの面で活用されており、今後、医療・福祉・介護・教育・労働等の場での「共通言語」(共通のものの考え方・見方)として、専門家の間、またとくに専門家と当事者との理解を深めるために活用されることが望まれる。

要するにICFは人が「生きる」ことについての「共通言語」として大きな可能性をもつものである。[大川弥生]

『障害者福祉研究会編『ICF 国際生活機能分類——国際障害分類改定版』(2002・中央法規出版) ▽大川弥生著『生活機能とは何か——ICF:国際生活機能分類の理解と活用』(2007・東京大学出版会)』

と、子どもたちは緊張して手元に集中するんですね。

ところが A さんがきゅっきゅとりんごの皮をむき始めた途端、クラスの雰囲気が一転します。

「うわあすごい」

「上手だ」

「僕よりうまい」

そういう声が子どもたちから出て参ります。

リンゴの皮をむき終わる頃、ある女の子が言ったんですね。

「私のお母さんみたい」

わずか数分の、りんごの皮をむくという行為の中で、子どもたちが全盲の A さんの行為を見守りながら、子どもたち自身の心がぐらぐらと動いていくんです。

その後、A さんがどんな生活をしているのか、地元の社会福祉協議会の方が撮ってくださったムービーを見せてもらうんです。A さんは、30 年来その家で暮らしています。どこに柱があるのか知っていますから、家の中では白杖は使わないわけです。いろいろな自助具や補助具をつかって自立した生活をしている。

子どもたちはいろんな質問をします。こんなときはどうするの？

あんなときはどうするの？ そのひとつひとつに A さんが丁寧に応えてくれると、え？ 目が見えないので、あんなこともできるんだ、こんなこともできるんだと、すごく驚いて聞いていく。ひとしきりそんな話をして、子どもたちが「えー、すごいなあ」という雰囲気になったあと、最後に A さんはこんな話をしてくださるんですね。

「おばちゃんはね、初めて行ったところ、知らないところは怖くて足を踏み出せないんだ。

そんな時に、みんなが声をかけてくれたら、目の見えない人、私はとっても嬉しいんだ。

もし、そういう人を見つけたら、ちゃんと声をかけてあげてね」

そういう話をしながら、授業は終わっていきます。45 分の授業で、全盲の A さんができることとできないことをしっかりと伝える。こういうことを伝えていくのが、生活機能分類、ICF の考え方に基づいた福祉教育のプログラムということなんですね。

ところが、今、日本の多くの学校で行われているプログラムは、昔の障害のとらえ方、「何ができないか」ということを疑似体験させるという福祉教育をしていますから、やればやるほど、「障害者はできない人」「かわいそうな人」という意識、先ほど申しました厳しい言い方をしますと、貧困な福祉観の再生産をしてしまうかもしれません。

そうではなくて、新しい福祉観・障害観、「できること」と「できないこと」がある。障害があるから何もできないわけではない。障害があっても、この人にこんな「得意なこと」がある。こんな「強み」がある。でも、全部ができるわけではない。障害があるが故に、「できないこと」は「できないこと」としてあるんだ。こういう生活機能分類という ICF の考え方を、子どものときからしっかり踏まえて福祉教育を学んできた子どもと、そうでない子どもの福祉観や障害観は、おとなになったときに、もっと言えば、共生社会を作る「ともに生きる」下地を作っていくうえで大きな差が出てくると思うんですね。こうした質のよい福祉教育をどういう形で学校教育、地域と学校が連携してやるか。ここに壁というか課題がある。

「学校教育は忙しいので、福祉だけを丁寧にやっている時間はありませんよ」

その通りです。学校の先生たちからすれば、コンピューターの

ことはやらなきやいけない、国際や環境のこともやらなきやいけない、いろいろなことをやらなきやいけないなかで、福祉だけをなかなか丁寧にできない。でも、将来子どもが地域に生きる担い手となると考えたときに、子どものころから福祉を考える福祉教育を学校と地域がどう作り出していくか。私は、福祉教育が共生社会を創る礎を作る、とっても大事な取り組みになって行くのではないかと思っているんです。

ICF というのは新しい考え方と言いましたが、特長が二つあります。

障害を捉えるときに、環境因子の視点から見れば、ご本人だけの問題ではなくて、環境に生活のしづらさの原因があることもあるんですよ。このことはとっても大事な考え方で、障害というのは機能障害や疾病があるから生活がしづらいというのは昔の ICDH (国際障害分類) の考え方。新しい考え方は、本人の機能障害や疾病もあるが、どんな環境で暮らしているかによって生活のしづらさは大きく違うんだ。

WHO というところは、国連の機関ですから、こんな議論があつたそうです。今日も会場には眼鏡やコンタクトをされている方がたくさんいらっしゃると思いますけれど、みなさん自身、眼鏡やコンタクトを外すと、本当に外さなくてけっこうです(会場笑)、外してもちょっと見えにくくなるけど大丈夫という人、外しちゃつたら見えなくて大変だよという人、いろんなレベルの人があらっしゃると思います。私たちはいま、日本という国で暮らしていて、眼鏡やコンタクトが手に入りやすい環境にあるわけですよね。そうすると、「私は目が見えなくて大変だ」と悩まなくてもよい環境に私たちはいるわけです。ところが途上国のような環境を考えて、眼鏡やコンタクトが手に入りにくい地域に、もし暮らしていたとしたら、同じ 0.1 という視力が、本当に生活のしづらさを強く感じなければいけないかもしれない。これは、ご本人の機能障害や疾病だけのことではなくて、繰り返しになりますけれど、環境によって生活のしづらさは大きく変わる。その環境を変えるには、ご本人の努力や責任ではなくて、そこに住む社会全体が環境を変えないといけない。地域共生社会は、本人が頑張って環境を変えていくのではなくて、一人ひとりがもっともっと考えていかないといけない。

同時に、ICF のもうひとつの特長は、先ほども言いました、何ができないかではなくて、「何ができるか」。ストレングスと言いますけれど、ご本人の「強み」を大事にしていく。昔の福祉や医療は、この人は何ができないか、できないのであればそれを補つてあげましょうという発想だった。ストレングスというのは、その人が「できること」をもっと伸ばそう、その人の得意なことをもっと広げよう。そういうことが相まってその人らしさを支援していくといけないんだ。

この環境ということと、その人の「強み」ということを大事にする。こういう人間観をしっかりと伝えていくというのも、地域共生社会の核になっていくのではないかと私は思います。

障害の話から始めましたので、障害の話をさせていただきましたけれど、これは世代間交流でも同じことです。最近の子どもたちの高齢者のイメージ。これもいろいろなマスコミで出ていますので、みなさんもお困りのことだろうと思います。小学 6 年生のイメージ、これは都会と田舎、同居しているかどうかでも違うと思いますが、小学生に高齢者のイメージを問いますと、まず出で来ますのが「お年寄りは汚い」というイメージ。あるいは「お年寄りは役に立たない」というイメージを持つ小学生が非常に増え

ている。この「お年寄りは役に立たない」というイメージは、障害者差別にもつながってくると危惧されているところです。

例えば、「お金を稼ぐことができない人は役立たずなんだ」。そういう発想になればなるほど、高齢者は社会の負担、お荷物だ。まさに現代版の姥捨て思想になりかねない。そう考えますと、高齢者、「老い」ということをどう伝えていくか。先ほどの福祉教育に戻りますけれど、まさにそういうことが大事なんだろうと思います。

ところが先ほども言いましたように、多くの小学校・中学校では、高齢者の疑似体験というのをします。高齢者の疑似体験、ご存知の方もいらっしゃるかもしれませんけれど、いろいろな負荷を体にかけるんです。スキーのゴーグルのようなものをして、お年寄りになると視野が狭くなる。色眼鏡をかけて白内障になるとこんなふうに歪んで見えますよ。肘などの関節可動域のところにサポーターをはめて、関節が曲がりにくくなる。コルセットをはめて腰を曲げる。説明書を読みますと「80歳になると、こんなような生活状態になるんですよ」と書いてある。これ自体が嘘っぽいですよね。80歳になるとみんなそうなるわけでもないんですけど。

疑似体験をさせて、おとなは何を伝えようとしているのか。  
(子ども)「80歳になるとこんなに日常動作がしづらくなるのか」  
(おとな)「だからあんたたちは、お年寄りに優しくしなさい。席を譲りなさい」

そういう考え方をしてしまったら、おとの前では子どもたちは「はい、わかりました」といい返事をするかもしれない、でも、子どもの心の中では「老い」というものに対して肯定的なイメージはもてないわけですね。あの疑似体験をして、「僕も早くおじいちゃんみたいになってみたい」(会場笑)とは思わないわけです。

とすれば、どんなメッセージを子どもに伝えていかないといけないか。

これも全国の小学校・中学校でいろんな取り組みがなされていますけれど、今はもう寝たきりになった、認知症になった、90歳、100歳のお年寄りが地域にたくさんいらっしゃいます。その方たちが、

「僕たちと同じ10歳のころ、このおばあさんは、どんな子ども時代を過ごしていたのか」  
「20歳のころ、このおじいさんはどんなことをしてたのか」  
「30代、40代、どんな家庭を築いて、どんなお仕事をしていたのか」  
「60代、70代、地域のいろんなことをやってくださって」  
「今は認知症、寝たきりだけど、人間が100歳生きるって、なんすごいことだろう」

そのことに触れたとき、子どもたちの心の中には、尊厳というものが宿ります。尊厳。

お年寄りに対する尊厳というものをしっかりと子どもたちに育まずして、疑似体験だけして、「だからお年寄りに優しくしなくてはいけない」というロジックだけで福祉教育をしていてはいけないだろうと思うのです。

そういうことを考えていったときに、先ほどの障害の理解もそうですけれど、世代間交流という、直接高齢者と関わる、教わることが何よりも大事なんだろうと思うわけです。

地域包括ケアという視点で、これから子どものことをどうしていくか、子どもとお年寄りをどうするか、あるいは障害のある人をどのように、「丸ごと」に向けていろんなことが出来ますけれど、すでに保育所や学校の中で、サロン活動やシルバー談話室

の取り組みをやってきているところがあり、もう20年来、多世代交流をやってきています。お年寄りが学校や保育所のサロンや談話室を自由に入り出して子どもたちと関わっていくと、保育士さんたちがおっしゃるのは、「お年寄りが来るようになって子どもたちが変わってくる」。具体的に何が変わっていったんですか?と訊ねると、「履き物の脱ぎ方。靴を揃えて脱ぐ、お年寄りの動作を、子どもたちが真似をする。言葉づかいが優しくなる」そういうようなところで、お年寄りといろいろ関わさせていただく。何よりお年寄り自身、孫やひ孫がいなくたって、そこに行けば子どもと関われる、役割があるということで、保育所や学校の中でのサロンに行くのを、非常に楽しみにされている。

こういう取り組みをどんなかたちで地域に広げていくか。福祉教育の効果というのは、共生社会をつくっていくという意味がある。各地域で、どう福祉の学びを広げるか。私はひとつ、共生社会をつくっていく具体的なプログラムとして大事なことになるのではないかなと思います。こういうようなことから地域共生社会を考えていく。

国の「ニッポン一億総活躍プラン」の理念の中で地域共生社会が謳われています。何度も申し上げているように、この考え方そのものは、まったく目新しい考え方ではないわけです。いろいろな福祉、地域福祉に関わってきたみなさんは、同じ思いを30年、40年積み上げてこられた。私がちょっと注目しておかなければならぬと考えているのは、「支え手側と受け手側に分かれのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持つ」こと。これは住民にとっては当たり前かもしれません、このことは専門職の側に問い合わせられることなんだろうと思います。介護保険が始まって、契約型になってきた中で、ややもすれば専門職は本人を一方的に支えることばかり考えていないだろうか。支え手側と受け手側に分けてきたのはだれなのか。

もともと地域ではみんなで支え合ってきたのに、市場化が進む中で、社会福祉がいつの間にかサービスの提供だけになってしまっている。いま社会福祉の現場では、利用者という言葉を一般的に使いますが、サービスの契約に基づく利用者だけが対象になっていないか。「支え手側と受け手側に分かれのではなく」というのは、ある意味日本の社会福祉の在り方、地域福祉の在り方を、制度や専門職の側こそが、今一度、「どんな社会福祉、地域福祉を作っていくのか」を考えいかなければならないだろう。その上で一人ひとりが役割を持つことが大きなポイントになってくる。

この地域共生社会の理念の根っこは、生活困窮者自立支援制度の理念の中に形づくられてきたんだろうと私は思います。生活困窮者自立支援制度は2015年から始まっています。制度を作るときに審議会の中でさまざまな議論がありました。生活困窮というのは、経済的に困窮している人だけではないんだ、経済的な困窮に加えて今日的な生活困窮は社会的孤立の問題でもあり、ただ、お金の問題だけではないことが強調されました。この社会的孤立をどう解決するか。それはICFではないですが、本人の努力だけでは無理なんです。その人たちを受け止める地域づくり。地域の側が社会的に孤立している人たちを受け止められる地域づくりをしていかなければならない。

生活困窮者自立支援の理念。制度のめざす目標としては二つ掲げられています。ひとつは、生活困窮者の自立と尊厳の確保。もうひとつは、生活困窮者支援を通じた地域づくり。なぜ「地域づくり」が出て来たかと言うと、社会的孤立をなくすのはご本人だ

けの話ではなく、地域全体がそうしたことを考えていかないといけない。「生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える・支えられる」という一方的な考え方でなく「相互に支え合う」地域、これを、生活困窮者支援制度を通して作っていく。すごく難しいことを言っているわけですけれども、この生活困窮者自立支援というのは、まさに地域づくりを視野に入れた、非常にチャレンジングな仕組みだと思っています。

この生活困窮者支援のところで言われた「つながりの再構築」。これは、先ほども言いましたように、まさに社会的孤立の問題。これは生活困窮の問題だけではないわけです。孤立死、虐待の問題、まさにみなさんの周りにあるさまざまなお題が、今日的な社会的孤立の問題に、非常に多く影響を受けている。

今、地域福祉の課題は何ですか?と問われたら、一番のテーマは、この社会的孤立に地域福祉がどう向き合うか。地域福祉はこの社会的孤立の解決に、どうアプローチできるかが大きなテーマなんだろうと思います。このときの支援では、自立をどうとらえるか。このことも問われている。

社会福祉や教育の分野でも、古くから自立ということについても議論されてきたのですが、ソーシャル・ワーク、社会福祉の分野では、自立の考え方が2000年代に入って変わり始めているんです。

もともと福祉も教育も、「自立ということを大事に」という言い方をして参りましたけれども、終戦直後に始まりました日本の社会保障、福祉の中で、生活保護法あるいは身体障害者福祉法の中でも、「自立」ということが出て参ります。当時の自立というのは非常にシンプルで二つだったんですね。身辺的自立と経済的自立。身の回りのことは自分でしましょう。自分で稼いで自分で食べる。この二つの自立が初期のころは言われて参りました。それがリハビリテーションと相まって、その後の自立というものが創られていくわけですが、1980年代に自立の考え方方が大きく変わる契機がありました。

1981年の国際障害者年。ノーマライゼーションの考え方方が日本にも入って参りました。ノーマライゼーションというのはノーマルな生活、当たり前な普通の生活をするのは権利なんだ。そのときに言われたのが「自己選択・自己決定」。自分の生き方を選んで自分で決めていく。とても大事な考え方で、先ほどの二つに加えまして、そこから社会的自立、精神的自立が大事といわれるよう、豊かに広く自立をとらえようということが、1980年代、1990年代にかけて議論されるようになって参りました。

ところが2000年前後に、自立を立ち止まって考えてみてはどうかという流れも出てきました。広い意味ではポストモダンの考え方方が影響しています。「自立」「自立」と言ってきたけれども、人間はそんなに強い存在なのか。いろんな福祉の制度には「自立」という言葉がきますけれど、「自立しろと言われるが、じゃあ「自立」とは何なのか。改めて考えたときに、人の持つ弱さを否定的にとらえるのではなくて、そのことを、あるがままにとらえる必要があるのではないかという自立のとらえ方です。最近みなさんよく聞かれるかもしれません、「寄り添い支援」とか「伴走型支援」といったことが、非常に言われるようになってきたんですね。かつての自立というのは目標があり到達するために支援するというものだった。最終的には自立したら人の手を借りずに、制度や人の手を使わずに、自分の力で生きていくようにするという自立のゴールがあった。でも、そうではない。人間には波があり、い

いときも悪いときもある。その人たちに寄り添いながら、あるいは伴走するような形での支援を加えていく必要があるはしないか。

例えば、東日本大震災のときに東北のみなさんから教えていたいたことのひとつが、受援力ということでした。援助を受ける力。わかりやすく言えば、助けてと言える力。SOSが言える力。「いやあ、うちは大丈夫です」と我慢するんじゃなくて、本当に必要なときには「助けて」と言える。こういう力が、今の日本に必要ではないか。

自立のとらえ方が少しずつ変わってきました。これは日本だけではないんです。世界的にもソーシャル・ワークの世界では、かつては依存、ディペンデントに対して自立、インディペンデントが大事と言われていたのが、最近、インター・ディペンデントという言葉が使われるようになってきたんです。まだこなれた訳語ができるないんですが、心理学の世界では、インター・ディペンデントのことを依存的自立と言っています。依存的自立というのは何だから分かるような、分からぬような。似たような言葉に共依存という二人して負のスパイラルに落ち込んでいく状態がありますが、インター・ディペンデントというのは、お互いによりよく生きていくこと。自己実現ではないんですね。自分らしくではなく、お互いによりよく生きていく。これを相互実現的自立なんていう言葉にしたらどうだろう。自己実現ではなくて相互実現。お互いによりよく生きていく。こういう自立観を大事にできないだろうか。

今お話ししたようなことは、東京大学先端科学技術研究センターの熊谷晋一郎先生、彼は脳性麻痺の障害があるのでそれどころか、非常に分かりやすく「自立とは依存先を増やすこと」って言っているんですね。いざとなつたらいろいろ相談できる場所がたくさんある。「依存できる先がたくさんあればあるほど、僕の自立は豊かになる」と熊谷先生はおっしゃっているんですね。これは、「従前の制度やサービスを使わずに自分ひとりの力で生きていく」という自立観とは違う。こういう相互に支え合う地域のことを、ケアリング・コミュニティという言い方も出てきました。「ケアリング」とは、お互い様。お互いに支え合いながら生きていく。ケアリング・コミュニティとは、生活困窮者自立支援制度で言われた地域社会、相互に支え合う地域、お互いを高め合いながら自立していくような、相互実現的自立のできるような地域社会。ケアリング・コミュニティこそが地域共生社会の大事な自立観につながるだろうと私は思っているわけです。

とは言え、すべての自立がそうだというわけではないんです。今また悩ましいのは、現場の方たちから「介護予防はどうも違う方向。介護予防の結果、制度を使わないほうが自立、サービスを使わなくなることが自立だと言われる」という意見が出て来るわけですから、相互実現的自立が自立であるとは言い切れない。

大事なことは、先ほどの定塚局長のお話にもありましたように、地域共生社会は自治体で考える。地域共生社会の議論のときに、制度や仕組みだけではなく、わがまちで自立をどう考えるか、このことについても合意形成や話し合いをしっかりしていく。もっと言いますならば、地域包括ケア、地域共生のコンセプトをしっかり作ること。形だけではいけないんだろうと思います。

形だけではいけないといいながら、形はしっかり作っておこうというのが、先ほどご紹介ありました社会福祉法の改正です。定塚局長が丁寧にお話しさいましたので、私のほうは、ここはさらっと行きます。

今日お集りのみなさんに、もう一度社会福祉法の地域福祉の推進、第4条をしっかりと読んでいただきたいと思います。今回の

改定で、第4条の2項が新しく加わりました。2項は何かと言いますと、長い文章ですが、「地域生活課題」というのが加わりました。この「地域生活課題」というものを、把握して連携して解決していくことが、これから地域福祉に求められる。

では、この地域生活課題とは何か。社会福祉法の中では、三つの留意点に絞っているんですね。ひとつは「福祉サービスを必要としている地域住民と世帯が抱える」福祉、介護、介護予防、保健、医療、これだけではなく、住まいや就労、教育に関する課題までも、生活課題とする。本人だけではなく世帯ということも加わっています。検討会での議論の中でも、8050(はちまるごうまる)のような議論がいくつか出てきました。この8050、今日お集りのみなさんの中にも、この言葉を聞いたことがある方がいらっしゃるかもしれません。10年ほど前、これが出て来たとき、私には何のことかよくわかりませんでした。人間の歯って50本もないし(笑)とか。80代の方のお宅に行くと、50代の、これは長男が多いというんですけれども、引きこもりの長男がいたりする。80代のお年寄りの介護だけではなくて、50代の引きこもりの彼の問題も考えなくてはいけない。こういうことは世帯として考えていかなくてはいけない。それを保健、医療、福祉だけではなく、住まい、就労、教育の分野まで広げて考えていましょう、というのがひとつのポイントです。もうひとつのポイントは、社会的孤立。これも地域生活課題。さらには、あらゆる分野に参加する機会の確保。これがしっかりとできているかどうか地域生活課題。これら地域生活課題を把握して関係機関と連携して解決を図ることが、これから地域福祉では大事なことなんだということが加わったんですね。この地域生活課題ということを、ちょっと頭の中に置いてください。

これらを進めていくときに、地域だけ、住民だけではだめなんだ。よく地域共生社会、我が事丸投げ」という言い方をされますが、私はそうではないと思っているんですね。今回、法改正の第6条の2項で、「国及び地方公共団体の責務」の中に、地域福祉をしっかりと進めて行くことが、はっきりと位置づけられたんです。

話が前後しますけれど、社会福祉法第4条1項に、地域福祉を推進する者として、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者、社会福祉に関する活動を行う者、今までは、社会福祉はこの三者関係で進めていきましょうとされていました。行政が入っていなかつたんです。それが、第6条の2項が加わったことにより、行政がこれからは地域福祉をしっかりとやっていくステークホルダーの一員なんですよということが位置づけられます。この法律は今年の4月1日から施行されますので、この4月からは、地域福祉は三者関係ではなく四者関係で進める時代に変わっていくということなんです。この四者関係で進めるということを別の言い方にしますれば、まさに地域福祉、地域づくりを、ガバナンスによってどう進めていくのかが、とっても大事な課題になってくるでしょう。

事業者にも責務を謳っています。第106条2項、地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務。今日はこうした事業に関わっているみなさんがたくさんお越しなんだろうと思います。いろいろな事業に関わっている、相談支援に関わっている事業者は、今言った、地域福祉に深く関わって行かなければいけませんよ、というのが106条2項なんですね。「あらゆる分野の相談支援に関する事業者」は、地域生活課題をしっかりと受け止めていかなくてはいけませんよ。そうすると、今日お集まりになっている子育て支援等々に関わっていらっしゃるみなさんも、これからはこう

した地域生活課題というものの把握、あるいはつなげていくということが大事になって参ります。「解決までは、うちではできないよ」というところ、たくさんあると思うんですね。先ほどの8050も、50のことを見つけても、高齢者の支援をするところでは50の支援はできないんです。そこをどうするのかというと、第106条の3項に、そこは市町村がしっかりと包括的な支援体制をつくっていきますよ、とある。この4月から、市町村がどんな包括的な支援体制をつくっていくのか。これは、義務ではないんです。だから、どういうものをつくるのかについては、逆に、地域と行政が協働でつくっていくので、行政に対して働きかけていかないといけないだろうなと思います。

ただ支援体制を作るだけではなくて、計画という形で、しっかりと整えていきましょうというのが第107条の地域福祉計画。地域福祉の仕組みづくりがこれから始まっています。この仕組みづくりを考えるときに、地域まるごとケアに、どう挑戦するか。いろいろな取り組みが、すでに全国で始まっています。その経験値に学びながら、私たちがどういう取り組みをしていくか、このあとの報告の中で伺っていきたいと思っております。

大事なのは、協働をどうとらえていくか。実は、この協働というのも、いろいろな意味合いがあるんですね。協働ということが言われて久しくなりますけれど、いろいろなところで協働についてお話を聴きますけれど、その意味がすれ違っているのはどうしてなのか。

協働には二つの考え方がある。ひとつはPI(Public Involvement)。合理的な事業を推進していくための協働。住民と一緒にやつたら、少しコストが抑えられる。リスクが分散できるかもしれない。そんな意図で使っていくのがPIなんです。ところが住民の側からすると、協働というのはプロセスなんだ。PP(Public Participation)プロセスと言ったとたんに、手間暇かかるものなんですよ。同じ協働という言葉を使いながらも、その目的がずれているので、なかなか協働が上手く進んで来なかつたんだと思います。そういう意味では、同じ協働という言葉を使いながら、どんな地域づくりをするか、どんな目的で進めていくか、このガバナンスの仕組み、あるいはガバナンスのプロセスも合わせて我々は考えていかなければならないと思っております。

地域力強化検討会の最終取りまとめの中にもありますけれども、共生の文化にまで高めていかないといけないんだ。今日お話をさせていただいた、制度や仕組みや取り組みも大事ですが、それに加えて私たち住民の意識も変えていかないといけない。それが両輪となって、ひとつの定着した地域共生社会が出来ていくとするならば、それをやがて共生の文化にまで高めていく。共生の文化を共創するというのは、そういう意図なんだろうなと思います。その時の福祉のとらえ方、これを私は、「ふだんの暮らしのしあわせ」、これは20年ほど前に埼玉で先生方と研究会をしていたときに出た言葉なんです。福祉というのをひらがなで、「ふだんの暮らしのしあわせ」と伝えたらどうだろうか。

先生方からこんな話し合いをしました。小学校の5、6年生に「福祉って知ってる?」と訊ねると、「知ってる」と子どもたちは答える。「じゃあ何?」と聞くと「車椅子に乗っている人」「寝たきりのお年寄り」といった回答をする。子どもたちがイメージしている福祉とは、高齢者や障害者のイメージ、さらに弱者なんです。福祉と聞いて「ぼくのこと」と答える子は一人もいない。これは今の子どものことだけじゃなくておとなも含めて、「福祉というのは困っている人を助けてあげるもの」で、自分のこととしてとらえ

られない。

「ふだんの暮らしのしあわせ」というのは、その主人公が、まさに僕自身である、私のことなんだ。毎日の暮らしが幸せであるために、お父さん、お母さんがいて、家族がいて、学校のお友だちがいて、先生がいてくれて、地域のおじさん、おばさんがいてくれる。福祉というのは、他人のことではなくて、福祉のことを自分のこととしてとらえる。福祉観を変えていこうというのが「ふだんの暮らしのしあわせ」というメッセージなんですね。語呂合わせというよりも、他人事の福祉から我が事の福祉へという、福祉観の転換ということを考えています。

普段の暮らしというのは言うまでもなく、憲法 25 条、生存権の保障をしっかりといかなければいけない。幸せ。非常に主観的で抽象的ですけれども、これも我々の先輩たちは、幸福の追求権、憲法 13 条で、しっかりとそのことを謳っているわけです。「ふだんの暮らしのしあわせ」というのは、この憲法 25 条と 13 条を大事にすること。

おとし、小学校の先生が、「福祉って何だろう?」という授業を小学5年生に行いました。その授業を参観する機会をいただきました。授業の最後のところで「福祉の反対語って何?」と先生が訊ねた。子どもたち、小学5年生です。私は教室の後で参観していく、「難しいことを聞くなあ」と驚いた。正直、私もよくわからなかつたんです。そのとき男子が手を挙げて、こう答えたんです、「戦争」。ふくしの反対語は戦争。「ふだんの暮らしのしあわせ」をまさに根こそぎ覆してしまうのが戦争だと言うのです。「ふだんの暮らしのしあわせ」は、まさに平和で民主主義があつてこそ、「ふだんの暮らしのしあわせ」が成り立つんだ。私は、小学5年生の彼に、本当に大事なことを教えてもらいました。

地域共生社会は、ひとごとのではなく、難しいことなのではなく、私たちの生活の中にある「ふだんの暮らしのしあわせ」をどう意識して、あるいは危うい「ふだんの暮らしのしあわせ」を、どう力強いものに変えていくことができるのか。そんなことが、この地域共生社会を文化にしていく一つの試みとなるのではないかなど思っております。

後半、いろいろな事例をもとに、また学び合いたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

(注：障害の表記に関して、法律名では「障害者」としていることから、この基調講演では表記を「障害」に統一しています)

# 「私たちの手で創り上げる地域まるごとケア」

後半は、地域まるごとケアをかたちづくる三要素を考える、現場からの報告と提言。

まず、地域が耕されていることが大事。耕されていてこそ、制度を活かしていくことができます。

キーワードは「行動する市民」、「コーディネーター」、「多分野多職種連携」です。

夕張市で活動する一般社団法人らぶらす代表理事の安斎尚朋さん、地域福祉コーディネーターとして地域を回遊する東京都文京区社会福祉協議会の浦田愛さん、多機関型地域包括支援に取り組む長崎市地域包括ケアシステム推進室の谷美和さん。キーワードに基づき、立場の違う三人の方々、文字通り北から南までのお取り組みをお話しいただきました。それぞれ、実際にヒアリングに伺ったプロジェクトメンバーがナビゲートし、報告と提案の後に、日本福祉大学学長補佐の原田正樹さんからコメントをいただきました。

#### 報告者：

一般社団法人らぶらす代表理事 安斎尚朋さん

社会福祉法人文京区社会福祉協議会 浦田 愛さん

長崎市福祉局地域包括ケアシステム推進室係長 谷 美和さん

#### コメントター：

日本福祉大学学長補佐 原田正樹さん

#### ナビゲーター：

にっぽん子育て応援団地域まるごとケア・プロジェクトメンバー

葦澤美也子（夕張市）

高祖常子（文京区）

當間紀子（長崎市）

## ○その人のニーズにとことん寄り添うことで次々事業が生まれる

### 一般社団法人らぶらす代表理事

安斎尚朋さん

(あんざい なおとも)

1973年8月22日 千葉県習志野市で生まれる。3歳の時神奈川県津久井郡に引っ越し、5歳の時に北海道旭川市に引っ越し。拓殖大学北海道短期大学卒業後、夕張市内の知的障害者更生施設に勤める。15年間勤務し、その後、統合失調症の方6名と保護者、その当事者・保護者を応援する地域の方々に出会い地域福祉を目指してNPO法人ゆうゆう（現社会福祉法人ゆうゆう）に勤める。3年間地域福祉を学びながら勤務し、平成24年に一般社団法人らぶらすを設立し独立する。



葦澤) 夕張にヒアリングに行きました葦澤です。

最初に安斎尚朋さんの活動されている地域、北海道夕張市についてご紹介いたします。

北海道夕張市は新千歳空港から車で1時間ほど。北海道の中央部に位置し、湖やスキー場などもある自然豊かな所です。かつては炭鉱の街として栄えましたが、炭鉱の閉山と共に市の財政が悪化し、2007年に財政再建団体に指定され、財政破綻事実上の財政破綻となりました。それに伴って税金が上がり、行政サービスが大きく縮小されたことなどから、人口の流出が続いています。安斎さんは夕張市で長年、知的障害を抱える方の施設で働いた後、地域の中で困りごとを抱える当事者や保護者の方に寄り添うNPOや市民としての立場から地域福祉の活動を続けていらっしゃいます。

当たり前にあると思っている行政サービスが次々と削られていく中で、最初に困りごとに直面するのは、やはり一番弱い立場の人たちです。その方たちの困りごとにどのように寄り添って、解決の道を模索されてきたのかを伺って、地域まるごとケアに市民としてどう取り組んでいくのかのヒントを頂ければと思います。一般社団法人らぶらす代表理事 安斎尚朋さんです。どうぞよろしくお願いいたします。

安斎) 皆さん、こんにちは。今朝、夕張からやってきました、一般社団法人らぶらすの安斎と申します。よろしくお願いします。

夕張市の紹介ありがとうございます。思った通り、破綻して暗い大変な辛いイメージを紹介頂いて、その通りなのですけれど、僕は資料などを作るのは上手ではないのですが、楽しそうな写真ばかりを貼り付けてまいりましたので、そこから夕張市民も楽しんでいるのを感じ取ってもらえたたらと思います。僕の趣味はアウトドアで、先ほど紹介頂いたように夕張は自然豊かな街で、今は本当に何もない山、自然なのですが、かつては人口12万弱

いて、そこに人の生活があったという歴史も感じます。

らぶらすの理念は、「どんなに重い障害を持っていても、一生生涯で暮らせるまちづくりをしよう」ということと、「たくさん人が集まる拠点づくり」を目指しています。最近、北海道のほうで共生型事業を推進しているのですが、その流れに乗っているわけではなくて、そのずっと前に理念は考えました。らぶらすの語源なのですが、フランス語で La Place、広場とか人が集まる場所という意味で、そのような想いを込めて法人名を付けました。

夕張市の地図です。一番上方に夕張市役所があり、そのままに「夕張共生型ファーム」というらぶらすの事業所のひとつがあります。その下の方に「はまなす会館」があり、この2カ所が法人の事業拠点です。地図のずっと下の方まで夕張市なのですが、現在、コンパクトシティ化といって、地図の真ん中あたりに市のいろいろな機能を集めようという動きが出ています。事業所は、そこからは外れた場所ですが、なんとか事業所にも人が来られるような仕組みを作りたいと思っています。

夕張市の状況は、人口が現在8400人を切りまして8300人台になりました。高齢化率が50%、障害者の人口比率が12%。日本の障害者の人口比率が6%くらいと言われておりますので、夕張市の場合は倍の比率になります。市民の6割以上が高齢者と障害者で構成されている街ということになります。僕としては、その人たちをどう支援していくのかということよりは、高齢者もとても元気な方が多いですし、障害を持った方々も環境をつくれば活躍できる方たちなので、そういう方々が活躍できる街にしていきたいと思っています。

現在の事業は、夕張市が財政破綻したと同時に閉館した、元は地域の公民館だった「ゆうばりはまなす会館」を、指定管理で管理させていただきながら、就労継続支援B型事業と放課後等デイサービス、この2本を中心に事業展開しています。もうひとつが旧夕張小学校で、ここは廃校になった小学校です。ここでは就労継続支援A型事業をしていて、障害を持った方が働く場所として、ランチバイキングなどをしています。あとは市からの委託で夕張駅に付設した観光案内センターを管理させて頂いております。さらに石炭博物館の簡単な業務などを請け負わせて頂いたのですが、これは本年度で終わりになります。

ゆうばりはまなす会館は、元々は地域の公民館として葬儀の会場や、研修や会議、イベントなどに使われておりました。それが財政破綻と同時に閉館となり、その機能が失われて、市民の方が「大変だ、困る」という話になりました。夕張市から1時間半くらい離れた所にある当別町のNPO法人ゆうゆう（当時）理事長の大原裕介さんに「このはまなす会館で事業をやりたい」と相談をしたところ快諾してくださり、行政にもなんとか受け入れられて、平成21年から就労継続支援B型事業所「さぽーとセンター シューパロ」として事業を開始しました。

その頃、精神障害を持った双子のお母さんと出会い「私が元気なうちにこの子たちの働く場所を作りたい」というお話を聞いて、「それなら何かやりましょう」ということになりました。昔の作業所のようなイメージで小物を作りたいとか、パンを作りたいとかいう話になつたのですが、地域の実情を考えると、「高齢者が多い。交通機関が少ない。買い物する場所がない」ということで、「高齢者の方がお食事に困っているのではないか」という話になりました。ケアマネージャーさんや地域の介護保険事業者、民生委員から情報を集めると、「インスタント食品ばかり食べている

高齢者が多い」ことが分かりました。そこで障害を持った人たちと一緒にお弁当をつくって高齢者宅に配達しながら安否確認もして、ケアマネージャーや介護保険事業者と繋がって、何かあつたらすぐに繋げられるような環境を作ろうと配食サービスを立ち上げました。障害を持った人たちもサービスを受ける立場、支援を受ける立場ではなく、「自分たちが地域の高齢者を守っていこう。自分たちの役割としてやっていこう」と。

高齢者対象と思って始めたのですが、一般企業や市役所などからも注文が来るようになりますて、学童保育の子どものお弁当や、地域の集まりのオードブルの注文など、いろいろなところに利用されるようになりました。保温容器を利用してお弁当を温かいままお届けしています。ポンと置いていくのではなく、必ずおじいちゃんやおばあちゃんの顔を見て、元気そうか確認をしています。平成21年からスタートしたので、もう9年になりますが、配達して独りで食べもらうだけではなく、年に何回かは、はまなす会館にお招きして「みんなでご飯を食べよう」というお食事会もやっています。

写真の左側の方は調理を全くしたことが無かったそうです。工学系の学校を出てバーコードリーダーの部品をつくる仕事をしていました。パソコンが得意なので、COOKPADなどでレシピを調べてつくります。「マニュアルに沿ってつくれば料理はできる。料理と工学は同じ」というのが持論。結構おいしい料理をつくってくれるのですが、全て数値化するので、レシピの塩少々とかひとつまみとか、そういう表現が苦手なのですね。それも「ひとつまみは何グラムか」という本を見つけてきて解決したようです。この方は結局、調理師免許まで取ってしまって、すごいなあと。右の方も、全く包丁を握ったことの無い方で、不登校だったりして中学卒業後新聞配達をしていたのですが「卵焼いてみるかい?」と言ったら、最初からこれくらいできて、すごいなと思いました。そうやって新たな力を発掘することができて、この仕事の面白さを感じています。

次に放課後等デイサービス。こちらもひとりの困りごとから始まりました。当時、夕張市は学童保育を3年生までしか受け入れておらず、広汎性発達障害のお子さんが4年生になって、学童保育に通えなくなりました。そのご家庭はお兄さんと妹さんと3人兄弟で、母子家庭。お母さんが1人で3人の子どもを育てながら18時まで仕事をしていました。その子は帰宅後ランドセルを放り投げて遊びに行ってしまい、お母さんは帰宅後毎日20時過ぎまで子どもを探し回る生活が1年間続いたそうです。保健師からその話を聞いて、放課後等デイサービスという制度もあるので、ぜひそれを作りしようと、市の理解を頂いて事業がスタートしました。

地域には、「あそこに行ったら障害児だよ」と思われるから無理ではないかという声もありましたが、ひとりの困りごと、ひとりのニーズから始まって、初年度から4人のお子さんが通うようになりました。子どもたちも楽しそうで「楽しい、毎日行きたい」と言うし、保護者さんも仕事ができるし、特別支援学級の同級生たちからも「からころって何やっているのだろう。行ってみたいな」という話が出て、4人からスタートしたのが現在17人登録があり、毎日10人程度が楽しんでいます。障害のあるお子さんだけ預かって、建物の中で遊んで帰すというのは好きじゃないので、社会経験をいろいろさせるなど、地域との繋がりを大事にしようと思っています。特に夏休みや冬休み、土曜日は過ごす時間が長いので、必ず何らかのイベント的な行事を設定して地域との関わりを積極的に持とうとしています。また、夕張は大学がないので、土曜日

と長期休暇に高校生を支援員としてアルバイトで雇っています。子どもたちにとっては結構年の若いお兄さん、お姉さんで、楽ししく過ごしています。

この写真の左端が高校生の支援員のアルバイトで、隣がデイサービス対象の利用者です。二人は同学年なので、利用者の高校生は「私はお金もらえないの」と文句を言ったりしています。夕張は大学や専門学校がないので、卒業後は一旦、夕張に出ることになると思うのですが、デイサービスで楽しく仕事の経験をして、「卒業後は夕張に帰っておいでよ」と話しています。

先ほども「役割が」という話がありました。近所の高齢者のケアハウスに「餅つきがあるので来てください」と案内をしてもあまり参加がないですが、「餅つき方を教えてください」と呼びかけたら結構参加してくださって、毎年の行事になっています。

廃校になった小学校でアウトドア事業をやっている夕張自然体験塾という事業所があり、そこのグラウンドを借りてキャンプをしています。7月、8月になったら夕張メロンが食べ放題ですので、ぜひ遊びに来てください。

自然体験塾では冬場、スノーモビルでラフティングのボートを引っ張ってグングン走ります。とても楽しいです。昨日もイベントでこれをやっていて、今日はすごい筋肉痛です。

「私は声優になりたい」という女の子がいます。アーティストが描いた絵をPCに取り込んでアニメーションにして、それにアテレコして声優になるという。このURL (<http://www.youtube.com/watch?v=5H-BJf3Af6M>) を開いたら、アニメーションが見られるので、ぜひ見てみてください。

地域にスナック「愛」というスナックがあり、スナックなので昼は閉まっているのですが、その当時6年生の女の子が散歩していると「スナック屋さんがいつも閉まっている」と言っていました。その子はスナックをお菓子屋さんだと思っていたようで、「ぜひスナック屋さんに行ってみたい」と。スナックは70代の夫婦がやつていて、「こういう事情で行ってみたいという子どもたちがたくさんいます」と相談したら、「どうぞ、どうぞ」と。昼間、みんなでお菓子を食べながら、ジュースを飲んでカラオケして、子どもたちがスナックを占領しているという。こういうのも夏休みにやっています。

次の写真では、シュレッダーのゴミを巻き散らして遊んでいます。あまり意味はないのですが、最後にみんなで掃除をするという目的でやりました。片付けるのが面倒で今はやっていません。あとは地域の方や保護者の方と流しそうめんをしたり、ゆうばりファンタスティック映画祭のエンディングの画像を作つほしいとのことでやらせて頂いたり、先ほどの声優志望の子にクリスマス会の司会をやってもらったりしています。

らぶらすは平成24年に当時のNPO法人ゆうゆうから独立しました。働く場所が狭くなってきたので、旧夕張小学校、廃校になった小学校を使うことになりました。いろいろな人が集まれる場所を作ろうと、いろいろな想いでスタートしました。町内会との関係が少し残念でした。小学校のある地域の町内会館が老朽化していて、町内会としては市役所に修繕してほしいと要望していました。市役所はそこにお金をかけるよりも、「廃校を利用して事業しようとしている人がいるので、そこの空き教室を利用して町内会館として位置づけたらどうだろう」と持ち掛けたのですね。町内会としては、「そんな話は受け入れられないから、修繕せよ」と直していました。この時にもっと僕らが町内会に働きかけていたら。この場所でこういうことをやるので、「町内として必要な

物は何かという部分を共有」しておけば、もうちょっとスムーズに進んでいたのではないかと思っています。

1階がこのような形になっていて、いろいろな人が入っています。2階も事務所があったり、工房があったり、ゴルフ場になっていたり、いろいろな人が集まっています。視察などに来られた人から家賃はいくら取っているのですか、と聞かれるのですが事業者さんごとに払える金額を払ってもらっています。いろいろな人が入居することによって、そこにまた人が来て、カフェを利用してもらったりすることを大切にしています。

写真はランチバイキングです。みんなの図書館には本があります。空いた教室を利用して研修会場になったり、子どもが遊ぶスペースを作ったりしています。この子どもの遊ぶスペースを作るきっかけは、放課後デイサービスで痰吸引が必要なお子さんがいて、医療行為なので看護師さんを探したところ、見つかった看護師さんは当時1歳3ヶ月のお子さんがいて、子どもを保育園に預けると、パートのお給料より保育料の方が高くなってしまうということで、定年した保育士さんにお願いして、保育士さんが子どもを見ている間、お母さんが痰吸引のケアをすることになりました。それが今でも継続していて、パートさんの子どもを定年後の保育士さんが預かっていました。就労A型の利用者さんでお子さん好きな方が預かっています。

地域の子育て中のお母さんたちが「てらっこ屋」という市民団体を作り、ここを拠点として活動しています。次の写真は「子どもレストラン」。放課後デイサービスの子どもたちと地域の子どもたちと一緒に、A型の利用者さんと食事をつくって、子どもたちで1日運営します。保護者や先生にお手紙を書いてご招待して、食べていただくのです。今年も地域の方が80人くらい見えて、元気な子どもたちが調理や接客をしていました。

やっぱりファンタスティック映画祭に来られた方はいらっしゃいますか？僕はあまり映画を観ないのですが、折角人が来るのなら賑やかそうと地域の事業者さんと一緒にやっています。

こんな風に地域でやりながら、もっと活躍できる市民がいるのではないかと思っています。

この写真は、苺のパック詰めをしています。農家さんから仕事を貰ったのですが、就労支援事業所の仕事としてやるには時間帯が合わないなと思って、ケアハウスの高齢者さんにボランティア募集と広告を出したら、79歳から92歳まで5名の方が集まってくれました。右の写真は、除雪の写真です。知り合いの弁護士さんから後見人になっているおばあちゃんが入院して、「家の前の除雪が気になる、気になるというので何とかならないだろうか」と。これもケアハウスに除雪ボランティア募集をしたら2名集まってくれて、半日で片付けてくれました。65歳の方の家の除雪だったのですが、82歳と85歳の方がやってくれました。夕張の高齢者の力はすごいなあと思いました。

とりあえず、ここで一旦終了させて頂きます。

葦澤）安斎さん、どうぞありがとうございました。いろいろな取り組みをなさっていて、どれも楽しそうで。ランチを私たちも食べさせて頂いたのですが、とても美味しいし、沢山の人がいらして、賑わっていて、私たちも楽しくいただきました。

原田）安斎さん、ありがとうございました。とても楽しい取り組みが沢山行われているなと伝えて頂きました。最初に安斎さんが市民の6割以上が高齢者と障害者の街だよと。普通なら、それを

聞いて「えっ、なんて大変な街なの？」と思ってしまうのですけれども、安斎さんの取り組みというのは、むしろそれを積極的に捉えて、それが楽しい中で活動ができるといふ。先ほどストレンジスという言い方をしましたけれど、個人を見るだけでなく、地域を見るときにも、その地域の強みって何だろう。地域にあれがない、これがいい、ダメだって見たら、どんどん落込じゃうんですけども、地域の中にある、夕張の中にある強みをうまく引き出して取り組まれていることが、よく伝わってきました。安斎さんのレジュメにもありますように、ひとりのニーズにとても拘っているというのがとても素敵だなあと思うのですが、「私の問題を私達の問題にする」ことがとても大事だと思うのです。ひとりの問題をみんなの問題にできる。今までの仕組みというのは、悪く言えば、地域のみんなが困っていないと取り組まなかった。でも、ひとりの困りごとにすぐ寄り添いながら、ひとりの困りごとでも、みんなで取り組んでいくというのが大切だと、安斎さんのお話を聞いて確認させて頂きました。ありがとうございました。

葦澤）原田先生、ありがとうございました。続きまして東京都文京区です。高祖さんお願いします。

## ○人や機関をつなげ、地域課題に対応するコミュニティ・オーガナイザー

### 社会福祉法人文京区社会福祉協議会

浦田 愛さん

(うらた あい)

介護福祉士、社会福祉士

特別養護老人ホームの介護士、相談員として7年間在籍後、平成21年に文京区社会福祉協議会に入職し、ボランティア・市民活動センターでボランティアコーディネーターを3年間担当した。平成24年度から文京区で初めての地域福祉コーディネーターとしてモデル地区の駒込地区を担当し、現在5年目。



コメントーター：

日本福祉大学学長補佐 原田正樹さん

ナビゲーター：

にっぽん子育て応援団地域まるごとケア・プロジェクトメンバー  
高祖常子

高祖) 高祖と申します。運営委員をしております。NPO法人児童虐待防止全国ネットワークの方でも活動しています。私が伺わせていただいたのは、文京区社会福祉協議会（以下、文京区社協あるいは社協）です。浦田愛さん、介護福祉士で社会福祉士でもいらっしゃいます。特別養護老人ホームの介護士、相談員として勤務されたあとに、文京区の社会福祉協議会に入られたということです。

文京区ですが、皆さんご存じのとおり、いろいろな活動を頑張つていらっしゃる方がすごく多いんです。そもそも人と物と金はあった文京区、あとはそこをつなぐ人が必要というところで、地域福祉コーディネーター、コミュニティ・ソーシャル・ワーカーが、地域を回遊しながら働きかけて繋ぐことをされた。これからお話しitただく浦田さんは文京区社協に入られて5年目で、地域福祉コーディネーターをされていらっしゃいます。文京区は町会の力がとても強い。地域では、町会の力が強い理由に、高齢者と乳幼児の親との交わりがうまくいくといっていないというようなこともよく聞くんですけども、文京区ではコミュニティ・ソーシャル・ワーカーさんがうまく回遊してつないでいらっしゃると思いました。「こまじいのいえ」とか、「こまびよのおうち」という可愛らしい、なんかとてもあったかい名前がついた、そういうところを繋いでいらっしゃる活動などを聴けるんじゃないかなと思います。浦田さん、よろしくお願ひいたします。

浦田) 改めまして、よろしくお願ひいたします。文京区社会福祉協議会の浦田と申します。私は地域福祉コーディネーター、文京区で1人目ということで、現在8人いるんですけども、地域福祉コーディネーターとしてはもうすぐ6年間、ちょうど4月で6年間やってきたというところで、自分が今まで学んできたところなども含めて、今日お話をさせていただこうと思います。

文京区、今高祖さんからもお話をありました、人・物・金があるということで、まさに世帯収入が高い方も多いですし、大学は17校も、この狭い敷地の中にあります。とても教育熱心な親御さんが住んでこられて、人口はどんどん増えています。現在21万人ですけれども、いちばん少ない時期は16万人くらいまで落ち込んだ時期もあって、右肩上がりと言つてもいいですね。世帯数も増えていますが、反対に世帯の構成人員はどんどん減つてきていて、生活保護世帯も、少しづつ、もちろん全国的な平均からしたら少ないんですが、でも右肩上がりにじわじわと生活保護の方たちも増えていて、就学援助をもらっているご家庭、お子さんも1000人くらいいらっしゃる、という、貧困とは程遠いんじゃないかなと思われがちなんですが、この「格差」というものが文京区では課題となっているという状況があります。

そのなかで、社会福祉協議会にもさまざまな個人の方からのご相談も増えてきて、私たちももっと地域に出ていって問題をさがしに行かなければならぬのではないかと気づきまして、平成24年から地域福祉コーディネーターを配置いたしました。ポイントは地域の中に入っていくというところで、今まで窓口に「困つたら来てください」という場を設けていたわけですね。でもそれでは問題をなかなか発見できないし、そもそも自分が問題があるというふうにわからないので、そういう方たちをサポートしに出ていくということでやっております。

平成28年からは介護保険の総合事業で、生活支援コーディネーターの2層を受けまして、全員が地域福祉コーディネーターであり、生活支援コーディネーターの2層のコーディネーターと位置付けております。この顔をわりと自由に、このときは地域福祉コーディネーター、このときは生活支援コーディネーターみたいに、使い分けてやっています。文京区を4つに分けた圏域に今2名ずつ、この地域福祉コーディネーター兼生活支援コーディネーターを配置しております。文京区はほかに9つという分け方もあるて、これは町会単位です。町会が地区町会連合会という単位で町会をグルーピングしている単位が9つあって、この4つと9つを使い分けて活動しています。

私はその中でも駒込地区というところを担当していまして、5万人くらいの圏域なんすけれども、主な役割としては「個人への支援」と「地域への支援」という2つの役割があります。個人は、直接課題がある方へ接するときもありますし、その方をサポートしてくださる方たちに接するという間接支援、「直接支援」「間接支援」という概念をつくりっております。地域支援に関しては、地域の中で信頼関係をつくっていく「関係形成」があり、そのあとそこから種を広げ、「立上支援」を行って、そのあと寄り添い型の、住民主体の活動に寄り添っていく「運営支援」という時期があるというプロセスになっております。こういうカテゴリの中でもつくれております。

個人支援は本当にさまざまな方からのご相談があって、猫のトラブルみたいな動物関係もよくありますし、植えている木の問題で近隣トラブルになっているとか、そういうときも背後に福祉的課題があつたりですか、やっぱり象徴的なのはごみ屋敷ですね。社会的孤立の象徴とも言われますけれども、ごみ屋敷の問題は高

齢の方だけではなく、50代の方、お子さんがいる世帯の中でもありますて、そういうご相談も受けています。

連携先は様々です。全部の方からのご相談を受けていますので、もう本当に行政のいろんな機関とも連携しますし、NPOとかボランティアとか、行政の部署でも福祉だけではなくて、建築指導課さんとか、清掃事務所さんとか、いろんな福祉に関係ないところともやりとりしています。

地域支援のほうもいろいろなご相談が入ってきていて、「子ども食堂を立ち上げたい」とか、「居場所づくりをしたい」とか、「町会単位で見守り体制をつくりたいんだけどどうしたらいいかなあ」とか、「自分の都営住宅では高齢者が進んでいるんだけど何から取り組んでいいのかなあ」とか、難駄な感じなんすけれども、そういう相談を受けて、地域の中にいろんな情報を集めに私たちも一緒にに入っていく、というようなことをしています。

地域福祉コーディネーターと生活支援コーディネーターの役割は違うなあと最近思っています。地域福祉コーディネーターというのは、住民の方のニーズがあればそれだけで動いていくというか、さっき（一般社団法人らぶらすの安斎さんが）お一人の課題で活動を起こしていくとおっしゃっていた通りで、そこに課題があるものに対してニーズだけで動ける。生活支援コーディネーターはもう少し、ニーズも当然必要なんですけれども、行政と政策的な話し合いをしながら、政策的な視野を入れながら活動を起こしていくというのが、視点として違うのかなと思っています。総合事業が始まっているから、いろんな政策が地域の中に来ていますので、政策をどう使いこなすかというところも重要なんだろうなあと思っているところです。

文京区では居場所づくりというのが非常に盛んで、今日はそのお話をさせていただくんですが、その中でもそれぞれの居場所のタイプに分けた支援をこれからしていかなければというところを今日お話ししていまして、特に、地域としては多機能な居場所というものがとても必要とされているなあと感じているところです。多機能な居場所があり、中機能、単機能という分け方をしていて、こういうイメージを各町会、連合会単位で作っていけるような仕組みづくり、これをやっていかなければいけないんじゃないかと話しているところです。この多機能な居場所というのは、住民が総合的に運営していく、常設型で、週に4～5日オーブンしているようなイメージのところなんですが、やっぱりそれはこの「こまじいのうち」というところがモデルになってきました。

「こまじいのうち」はどんなところかお話しします。入ると募金箱みたいなものがあって、そこにチャリンと利用料を払って、名前を書いて入っていくというように、すごく緩やかです。緩やかに運営するということにこだわって、「こだわった緩やかさ」というのでしょうか、チャリンと入れたお金を、今日何人来たからいくら入っているはずとか絶対数えるのをやめようと言っています。日々いろんな方が来て、（スライドの）左上は子ども食堂、右は高齢者の方たちが中心になって栄養士会の方たちがやっている「こまじいきっちん」、左下は傾聴ボランティアのおしゃべりカフェ、右下は「ぱびぶベビーの会」という若いお母さんたちの会ですね。こういったさまざまな活動が行われていて、（スライド転換）この方がこの家を貸してくださっているオーナーの秋元さんですね。後期高齢期に入られましたけれども、この方最初家を貸すだけだとおっしゃっていたんですが、やっているうちにだんだん楽しくなってきて、今では勝手に「こまじいマスター」という名刺を作って配っています（会場笑）。本当にみんなのおじいちゃんという感じで、この遊び（秋元さんの写真の隣りの写真）は“秋元さんに

上れ”という、最近子どもに流行っている遊びだそうです。

月に300～400人の方が利用されていて、いろんなことを出来る方がつながってきています。住民の方が住民の方をつなげてきていますし、とにかく緩やかな運営なので、人がいないときにはお客様に「ちょっとあんた、ちょっとしてくれる？」と言ってその場を回しているといった自由な感じでやってらっしゃいます。ここから活動がたくさん生まれていって、ふれあいきいきサロン、社協でやっているような交流のサロンみたいなものも、さっきの「ぱびぶベビーの会」なんかそうですし、生活困窮の学習支援もここでやられています。子ども食堂もどんどん立ち上がって、課題のある方たちもやはりつながってきいて、例えば高齢で孤立されている方、デイサービスに行きたくないけれどもここならいいという方もいますし、子育て中の方で、お子さんにちょっと発達の課題があるんじゃないかというようなことも、スタッフが発見して、それを私たち地域福祉コーディネーターにつないでくれるんですね。それを私たちのほうで保健師さんに相談して、「次に健診にくるだろうからそのときに話を聞いてみるね」などといった連携をしています。

これがモデルになってたくさんの居場所づくりが始まっています。近くに行きますと、この時間割のようなプログラムが町会の掲示板に全部貼られていて、これを見て来ている方もいます。これは参加者のデータですけれども、小さくてわかりづらいのですが、普通はこういうのをやるとだいたい高齢の女性が多くて、オレンジのところになりますが、これが8割くらいを占めるというのがよくあるところなんですが、パキッと、いろんな方が来ているというのが、色分けだけでも見ていただけるかなあという風に思います。

もともと立ち上げたきっかけは、12町会の町会長の会議で、「昔ながらのつながりが弱まっているよね」という課題が出たそうです。文京区はとにかく場所がないです。「人・物・金はあるけど場所がない」というのがいちばんの課題で、「空き家なんかがあつたらそういう取り組みをやりたいよねえ」「やるとしたら手伝って」という話があったんですよね。でも文京区の空き家なんてゼーフタないでしょう、と思っていたんです。だって貸したらすごいですよ。月20～30万円ですし、売ったら億っていう家だってあるわけですよね。「そんなの貸してくれる人いないでしょう」と思っていたら、3日後くらいに「浦田さん、あったよ」という電話がきました。それが秋元さんの伯母さんの家で、秋元さんが相続して、「使っていなかったので使っていいよ」というお話をでした。町会連合会をバックアップしている行政の出張所である「駒込地域活動センター」、これが町会の連合会ごとに9つ活動センターというものが置かれていて、その所長さんと社協の地域福祉コーディネーターで両輪のようにサポートをしていこう、というところで始まりました。

常設の居場所を運営していくのにマンパワーが必要、ということで、実行委員会をつくりまして、40人くらいの実行委員会です。いろんな方に入っていただいて、コンセプト、名前、利用料をとるかどうか、とかですね、そんなことを議論していました。「こまじいのうち」という名前も、町会長が12人、みんなおじいさんだったので、駒込のおじいさんのうち、ということでちょっとふざけた名前になったんですけど、なぜかこれにみんなの手が上がりまして、これに決まりました。

このイメージは、介護保険の総合事業でいう協議体というものに近いのだろうと思っていまして、なので、文京区では介護事業では改めての協議体というものはつくっていません、こういった

居場所と、それを運営していく実行委員会で、地域に必要なことを議論しております。組織も徐々につくっていって、最初は社協と地域活動センターが全面バックアップして実行委員会を支えていたというところからスタートして、徐々にこの中でやってくださる方を見つけていって、その人たちとコアスタッフという組織をつくって、今住民の方の事務局組織という形で、その方たちが中心に運営しています。

そういう組織を住民の方たちの運営で回るようにしていくのも、地域福祉コーディネーターの役割として重要だと思っています。  
資金についても、見ていただいた通りですね、いろいろなバザーをやったり、助成金を取ってきたり、そういったところで確保して、割とうまく経営は回っている状況です。その中でスタッフが「子ども食堂をやりたい」と言ったら、地域福祉コーディネーターがお手伝いしていって、補助金がなかった——子ども食堂の補助金は今つくっているんですが当時なかったので、チャリティ麻雀を開催しまして、「1人 3000円で麻雀してください」と。「この売り上げは全部子ども食堂の食材費に充てます」ということで、多くの方が参加してくださって、それで1年分くらい子ども食堂が回っていました。

あとは企業さんとコラボして、使っていない部屋があったのでリノベーションして広げていこうという取り組みも、「こまじいリノベーションプロジェクト」ということで立ち上げました。ペルノリカールという蒸留酒の会社の支社が文京区にありまして、そちらの方にも手伝っていただいて、130万円ほどの協賛金をいただきながらリノベーションして、現在ではNPO法人居場所コムというのを設立しました。隣がまた空き家になったんで、NPO法人居場所コムが子育て拠点ということで補助金をもらって今運営しています。一体的に運営しているので、「こまびよのおうち」が混んでいたら「こまじいのおうち」に行くとか、お昼ご飯時でなかつたら「こまじいのおうち」で食べるという、自由なことをやっていきますけれども、そういった一体的に運営する形になってきています。

そのほかにも、さまざまな活動が文京区には広がっています。これはお寺で学校と連携して、地域の方と連携した子ども食堂、100人ぐらいの子ども食堂なんですね。すごいなと思うのは、1つの学校とタイアップしているんですけども、全員の子どもにチラシを配ると住民の方がおっしゃるので、「本当に配るんですか?

本当に来ちゃいますよ」と言ったら「大丈夫よ!」とおっしゃって、本当に100人くらいの子を受けてくださっています。そういう立ち上げ支援の企画会議に携わらせていただいたりしています。ここは町会会館でやっている子ども食堂で、こんな小さなキッチンでよく作るなと思うんですけども70食くらいの食事を作っていて、地域の方の交流の機会となっています。ここでやっぱりいいなと思うのが、ちょっと子どもが町会のおじさんに挨拶しただけで「キミ、コミュニケーション力高いね~」「世の中生きていくよ~」とか言って褒めてあげるんですね。こういう関係ってすごくいいな、なんて思います。

これは総合事業の通いの場「かよいへの」という活動です。この名前もふざけていますけど、行政の方は「社協らしくていいんじゃない」なんて言ってくれました。こういった介護予防の場もたくさんつくっていて、今年度16団体の「かよいへの」が立ち上がっています。いろんな、体操だけじゃなくて、カーレットやテニスなど多様なプログラムでやっていて、互助機能を持っていただく。ただの教室ではなく助け合いをしていただくというのが前提で、そこを理解していただくように働きかけていて、「何回か来な

かつたら必ずお電話してください」と。「風邪で寝込んでいた」と言ったら「じゃあ、なんか買つていってあげようか?」といった「おせかいをどうぞ焼いてください」とお願いしている場になっています。

多機能な居場所というのも広がっています。南戸崎町という町会にあるので「さきちゃんち」という居場所で、運営委員会体制で、いろんな子どもに関する事をやっています。これ(「談話室プロジェクト」)は「こまじいのうち」の隣の町会連合会で「向こうはいいよねえ、「こまじいのうち」があるもんねえ、うちにも欲しいなあ」なんて話からライバル心に火が付いて、3カ所で展開しています。常設型の場所があればすぐにでもできるように今やれることをやっていこう、ということでやっています。

これ(「だんだんひろば」)は病院の3階部分を活用して、もともとデイサービスがあったそうですが、今やっていなくて、ここでも高齢の方の介護予防の機会があったり、子ども食堂をやったりですとか、これも実行委員会形式、このときは立ち上げ準備会だったんですが、今は実行委員会としてやっています。

これはちょっとまたスタイルが違って、ランチなども提供しているコミュニティカフェで「風のやすみば」。いくつかの町会と関わる方がNPOを作って、町会とNPO表裏一体でやっていらっしゃって、何でも屋さんということで、訪問してお一人暮らしの方が困っていれば生活支援までやる、というようなことをやっています。

こういうような活動が文京区でとても広がってきていて、今まで私たちも、住民主体で住民だけでやることがすごくいいことだと間違ったイメージがあったなあと思うんですね。やってみて、さっき協働というお話をありました。まさに行政も社協も現場に出ていて膝を突き合わせて一緒に作り上げていく。これこそが住民主体で、住民の方が主体的にやることを広げていく、もっともっと伸び伸びと広げていく、そういうことをやるには、まさにこれから言うところの「協働」、さっき先生がお話をされた「協働」ということが必要なんじゃないかなあと思っています。

時間になりましたので以上で終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

高祖) ありがとうございました。なんか本当に住民に投げっぱなしではなくて「一緒につくりあげていく」というところで、それぞの活動が本当に楽しそうで、「行ってみたいな!」という感じをうまく出しているのではないかと思いました。原田先生コメントをお願いします。

原田) はい。今おっしゃったとおりに、なぜこういった活動が広がっていくのかすごく不思議に思いますよね。住民に丸投げじゃなくてコーディネーターの方が一緒に協働している。「緩やかさ」というのをすごく強調されていて、緩やかさというのがすごく大事なんだなというのはわかるんですけども、これだけたくさん的人が実行委員会を作つて話し合っていると、だんだん固くなつて行っちゃうわけですよね。それを固くならずに、大事にキープしているのは、たぶんコーディネーターの方のすごい役割がそこにあって、広がってきているんだなというのがよくわかりました。後でもっと秘訣を教えてください。ありがとうございました。

高祖) 原田先生ありがとうございました。次は長崎市です。當間さん、ご紹介をお願いします。

## ○多機関連携で、重複課題にも対応できる全世代型地域包括ケアへ

### 長崎市福祉局地域包括ケアシステム推進室係長

谷 美和さん

(たに みわ)

昭和 59 年 3 月 県立広島女子大学文学部社会福祉学科卒業  
昭和 60 年 4 月 長崎市役所入職 福祉部日見やすらぎ荘  
平成 5 年 7 月 社会福祉士取得  
平成 17 年 4 月 福祉部高齢者すこやか支援課  
平成 24 年 4 月 福祉部生活福祉 1 課 南部 3 係長 (査察指導員)  
平成 27 年 8 月 地域包括ケアシステム推進室 係長  
平成 29 年 4 月 認定者社会福祉士取得



當間) 事務局の當間と申します。

長崎は、鎖国時代は日本で唯一外に開かれていた街ですが、実際に行ってみると、海に向けて開かれているのにいきなりすごい坂があって、三方を小高い山に囲まれている不思議な地形の場所でした。

長崎市は厚生労働省のモデル事業として、多機関、いろいろな機関が連携し合って、複合的なケースを支えていく事業に取り組んでおられるということで、大変ユニークなお話をたくさん伺い、今回ぜひ報告会でお話していただきたいと思いました。地域包括ケアシステム推進室の谷さんです。よろしくお願ひいたします。

谷) 皆様こんにちは。長崎市の地域包括ケアシステム推進室の谷と申します。當間さんからご紹介いただきましたように、今回當間さんが来られたときにも子育て支援の取り組みの調査ということで長崎市の子ども部子育て支援課、子ども健康課として包括的な取り組みということで、私どもの取り組みを紹介させていただいたのですが、今回報告会に呼んでいただきまして、子どもを含めた複合的な家族を支援した事例などを入れながら、私たちがやっている取り組みをご紹介させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

先ほど定塚局長からもご説明がありました、社会・援護局の多機関の協働による包括的支援体制構築事業という長い名前のモデル事業を平成 28 年 10 月からやっております

長崎市の特徴といたしまして、やはり被爆者がいらっしゃる関係か介護保険のほうの医療機関、介護機関が非常に多ございまして、専門職の数が非常に多いんですね。そういうところも利用しまして、専門職が地域に出て地域を支える体制をつくつていけないかというのを、地域包括ケアシステムで取り組んでおりますので、その中の基盤整備のひとつとして取り組んでおります。

長崎市の紹介を少しさせていただきます。ご存知のように長崎市は全国でも西の端、九州でも西の端に位置しておりまして、昨年、総務省の人口移動報告で、人口流失、転出超過のワースト 3 というのが発表されまして、北九州市さん、堺市さんに次いで長崎市は 3 番目に人口流出が多いところでございます。現在、総人口 42 万 6000 人おりますけれども、高齢者数 13 万、高齢化率 30.6% というのは中核市でもかなり高いところにございます。それが 2025 年、団塊の世代がすべて後期高齢者となる 2025 年には人口が 40 万に減り、高齢者数 13 万 7000 人、高齢化率も 35% になることが見込まれています。その 10 年後に後期高齢化のピークがやってくるということで、高齢化に対してどう取り組むのかというものが私の所属する地域包括ケアシステム推進室の取り組みになっております。

一方、平成 24 年には世界新三大夜景ということで、観光客の皆様には夜景を楽しんでいただいております。また、今ランタンフェスティバルが 16 日から開催されていますので、非常に幻想的なランタンの状態を見に来ていただいています。夜景がきれいな要因というのが実は坂にございまして、長崎市はすり鉢状の地形で、駅に降りたら普通は町の中は大体平地なのですが、降りたときから見渡せば山です。山のところに海がある。海にも山にも面している地形で、しかも今も小高い山頂までびっしりと家がございまして、人が生活しています。特に、山のほうにあるお家には高齢者のご夫婦、高齢者単身、または高齢者親子、高齢者兄弟という、高齢者の方たちが住んでいらっしゃいますので、地域包括ケアシステムの、「住み慣れた地域で暮らし続ける為に」という住まいの考え方、ここで暮らし続けることができるのかなというところで、私たちの住まいの一番大きな課題がこの斜面地に現れているといつても過言ではありません。ただ、その対策もいろいろございまして、斜面に小さなゴンドラをつけてそこに人が乗って移動したり、手すりに、自動手すりといいまして、手すりが上のレールの部分が動くので、そこにものを掛けていくと買い物帰りに持ちながら軽い気持ちで上まで登っていくというような補助具を設置したりしています。そういうなかで高齢者の皆さんも生活している状況です。

今回の、多機関型包括的支援体制モデル事業というのは、長崎市における「人にやさしく地域で生き生きと住み続けられる町」という町づくりの方針に基づきます地域包括ケアシステムの構築の方向性とも合致しているということで、今回モデル事業の話があつたときに、この取り組みは「地域包括ケアシステムの構築における基盤整備になるのではないか」「高齢者のみならず、だれもが住み慣れた地域で暮らし続けるための取り組みとして、必要なのではないか」ということでモデル事業に手をあげました。

このモデル事業をするときに、厚労省からは、既存の相談事業のどこかでやってくださいとのことでしたので、(受託した自治体によって) 社会福祉協議会さん、地域包括支援センター、行政の窓口に総合的な相談窓口としておいていたり、障害の事業所とか、生活困窮の事業所のところに置いていたりします。長崎市としては、平成 18 年からやっている地域包括支援センターには、他の事業所と比べて、保健師、社会福祉士、介護支援専門員という専門職種がそろっている、また長崎市では包括支援センターすべて医療法人、社会福祉法人に委託しており、それらの事業所が平成 10 年の在宅介護支援センターのころから委託を受けていて地域を知っているところから、地域包括支援センターの皆さんにお願いできないかとアンケート調査を行ったところ、「やってみたい」という反応でしたので、地域包括支援センターに委託しています。

誰もが住みなれた地域で暮らし続けたいという思いは、障害を抱えていても、子育て世帯であっても、複合的な家族世帯の方にとつても同様に必要なことですので、これまで分野別であった各ステージの相談支援機関が連携して、コーディネート役として多機関の中に相談支援包括化推進員をおき、他分野の相談事業所が集まる会議をすることで、先ほど原田先生のお話にもあった、地域の生活課題の解決まで取り組んでいこうとするモデル事業となります。

地域包括ケアシステムの構築における検討の場の確保ということで、先ほどから生活支援コーディネーターや協議体のお話が出ておりますが、長崎市も地域包括ケアシステムを進めるにあたり推進協議会というのを立ち上げました。医療、介護、福祉、地域関係者からなる約30名で地域包括ケア推進協議会を設置し、さらにこの協議会の委員を医療の介護の連携と、予防生活支援の二つの会に分けて具体的な取り組みについて協議を進めています。

また、今年度からはより具体的な取り組みへ推し進めていくために、高齢者施設における看取りの実態調査ワーキングや、新オレンジ・プランに基づいた認知症ワーキング、また、生活支援体制のコーディネーターや協議体設置について検討する生活支援ワーキングの3つを設置し取り組んでいるところです。

この予防生活支援部会が長崎市における第1層協議体の役割を果たしておりまして、専門職の方々だけでなく、必要に応じて地域の関係者の皆様にオブザーバーとして参加していただいて、長崎市の生活支援体制整備を協議しています。長崎市の場合、すでにいろんな会議を地域で行っておりますので、第2層の協議体は新たに設けずに、既存の協議体を活かして、既存の地域包括支援会議や障害の会議、また子育ての会議を（第2層の協議体に）位置づけていくことを、このワーキングの中でも決めております。この3つのワーキングは平成30年度からの第7期介護保険事業計画での重点取り組みである地域包括ケアシステムの進化推進の取り組みにも合致しており、今後も引き続き継続していく予定です。

多機関型包括的支援体制構築モデル事業についてご説明します。この事業は、少子高齢化や単身世帯の増加、地縁・血縁の希薄化などが進み、福祉ニーズも多様化、複雑化してきている中、高齢、障害、子育て、生活困窮の多分野多機関にわたる福祉分野に関連する相談に、ワンストップで対応するための相談窓口である多機関型包括的支援センターを設置し、福祉分野に関連する複合的な課題を抱える世帯への適切な支援をコーディネートするというものです。多機関型地域包括的支援センターの役割は単に個別の相談支援だけでなく、相談のコーディネート、地域での関係機関のネットワーク構築までを行います。

先ほども申しましたように、「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けた取り組みの推進の中の「多機関の協働による包括支援体制構築事業」のモデル事業として、長崎市では平成28年10月から実施しています。このモデル事業、平成29年度は26の自治体が行っておりますが、平成28年は16自治体が引き受け、九州では長崎市、大牟田市、佐賀市、鹿児島県の4つの自治体が事業を実施しておりました。最初の取り組みということで、どの自治体も非常に苦労したので、すごく仲がよくなつて、26自治体で「わがことまるごとラインメール」を、長崎市が事務局で、やっています。勝手に九州ブロックを設けて、4自治体で集まって研修会や意見交換などをやる中で、情報交換も行っています。

多機関型地域包括支援センターは地域包括支援センターに併設すると申しましたが、長崎市には現在20カ所に高齢者の相談

窓口である地域包括支援センターを置いており、そのうちの2カ所でモデル事業を行っています。もともと長崎市は1市7町が合併しており、市内中心部は高度急性期、急性期医療機関から訪問診療してくれる医療機関はもとより、介護や障害の事業所も多く、いろいろな専門機関、多職種が集まっている地域で、こういうところでモデル事業をやつたらどうなるのか。また合併町、南側は急性期の病院もなく介護や障害の事業所も少なく、ヘルパーの人手不足で困っています。北側は、お隣の西海市とはつながりがありますが、やはり急性期の病院がなかったり、山があって介護や障害の事業所が少ない地域。こういうところでモデル事業をしたらどうなるのか。モデル事業2カ所のうちの1カ所は市内中心部（南多機関型地域包括支援センター）で、もう1カ所は北側の合併町（北多機関型地域包括支援センター）で展開しているところです。

最初はエリアの中でと考えていたのですが、「それは全市に向けてやっていかないと、複合的課題を抱えている世帯は市内（全域）にいるのだから」という意見が出され、センターを設置するのは2カ所だけれども、相談は全市（の相談）を受け入れることにしました。相談支援包括化推進会議や障害の会議、子ども子育てネットワークの会議などには、北と南にエリア分けをして参加することにしています。

多機関型地域包括支援センターは包括支援センターにありますか、役割は完全に切り離しました。それぞれ3人ずつ社会福祉士を配置。個別支援では、ワンストップの窓口として相談の受け入れ→プランの作成→コーディネート（伴走支援）→支援の継続。関係機関のネットワークとしては、相談支援包括化推進会議を実施して、ネットワークの構築、地域課題の発見開発機能、地域づくり・資源の開発に取り組んでいます。みなさんへの周知のためのリーフレットやパンフレットを作成して取り組みの周知を図っているところです。

相談内容と連携先。地域包括支援センターに併設しているので、相談は高齢者が多く、居宅介護支援のケアマネージャー、医療機関、学校、本人、ご家族からと幅広くあります。相談事例としては、薦で引きこもりの40代の女性と同居の親の施設入所によって、一人暮らしとなり、今後の生活をどうしようということが、親を担当しているケアマネージャーから相談されたり、高齢の母親と50代の息子の世帯で、息子は発達障害で無職のため世帯は生活困窮に陥っているが、母親は生活保護を拒否しているので、この世帯をどう支援しよう。あるいは、高齢者夫婦に長男、次男が同居、父は透析で要介護、母は認知症、長男はアルコール依存症、で次男は鬱病、と世帯全員に疾病があり、経済状況が不明なので、どうも困っているが課税されている、どうしたらよいのか。こうした相談に対して、居宅介護支援のケアマネージャーや障害者相談支援事業所、障害者職業センター。まだ年金をもらっていないが、障害があるので申請して障害者手帳と年金取得手続きをすれば、生活困窮から救えるのではないかというときには、医療機関や年金事務所へ行くなどして障害者手帳取得手続きと年金取得手続きを行ったり、行政で手続きをしたり、不登校の子どもに対しては、スクール・ソーシャル・ワーカーのいる教育研究所を連携したりしています。

多機関型地域包括支援センターへの1年間の相談の6割は電話によるもので、面接は4割になっています。年齢別では、50代から64歳が多い。65歳になると包括支援センターに行なうですが、50代の人が困っていても、相談窓口がないとご相談があります。また、75歳以上のご相談が多いのは、いわゆる8050問題

で、世帯にひきこもりなどの50代の方がいらっしゃると、50代のところと75歳以上のところにチェックがつきます。実際に子どもさんから二世帯の相談もあったりします。複数課題の組み合わせ状況については、子育て中の相談もあるが、多くが3つぐらいの課題を抱えています。支援期間については、全ケースの平均が大体3.3ヶ月。1年以上継続して支援しているケースもあります。全ケースの複数課題の平均は2.9課題で、3つくらいの課題を抱えるケースが平均になっています。

子どもを含む複合課題の家庭支援として、2つの事例をお話します。

ひとつは70代の父親と母親と40代の息子、この方がシングルファーザーで、小学生の孫がいる3世代同居の世帯です。高齢祖母が家事を担っていたんですが、認知症を発症により家事が回らなくなつた。ところが長男は仕事が多忙でなかなか対応ができず、学童期の孫も不登校気味のため、家族のことが心配であると、祖母の担当ケアマネージャーから相談がありました。相談を受ける中で、認知症の祖母のことが理解できず、孫から暴言が出てきたり、不登校気味だったりするので、介入することになりました。まずは介護サービスを拒否している認知症の母を説得して介護サービスの導入。父親は身体的には自立しているが家族のことに対して無頓着、多忙な長男にアプローチして、何とかこの事態をということで関わり、孫への支援としてはスクール・ソーシャル・ワーカーが関わるなど、生活支援体制つくるところに多機関が関わったケースです。

もうひとつは、父親が40代、母親も40代ですが右片麻痺で介護保険を利用しています。そこに小学生（長女）と中学生（長男）のお子さんがいらっしゃるのですが、父親が県外の仕事で多忙、父の姉も同居しているが自分のことで精一杯という家庭に支援に入りました。これは母親担当のケアマネージャーから、「お父さんは働いているみたいなんだけれども、介護サービス費や給食費の滞納があり、しかも小学生の長女が不登校のようなんだけれども、どう支援すればよいか」という相談があったもの。父親と面接をし、生活困窮があるようでしたので緊急支援、長崎市にはフードバンクなどがあるので、そういうところにつないだり、収入があるのだが税の減免、細かくチェックをすれば援助ができたのにそういうチェックもできていなかったので市役所に同行するなど、生活建て直しのために必要な手続きへの援助を行いました。また、母親が要介護状態なので、一家の家事を賄ってくれる存在がないので、主任児童委員などに相談をして見守りネットワークを構築する取り組みを行っています。ただこの世帯は、父親が母親の介護が負担になって離婚へも発展しそうなので、見守りだけでなく、さらに一步進んだ支援を継続しています。

このように個別の支援をしていますが、多機関型地域包括支援センターでは、個別支援だけではなく専門職の地域ネットワークを作る中で、長崎市の地域力を上げたいと取り組んでいるところです。

當間）谷さんどうもありがとうございました。長崎市では、多機関型地域包括のみならず、地域コミュニティ作りのほうも取り組んでいらっしゃっていますし、総合相談窓口の完全一本化などいろいろ取り組んでいらっしゃるそうで、これからがとても楽しみです。

原田先生、コメントをお願いします。

原田）坂がたくさんあるという話から始まりましたけれど、長崎

市のお話を聞いて、地域によってそれぞれ特性がある、当たり前のことですが、この地域特性を踏まえて地域づくりをすることが大事だなと改めて思いました。この地域特性を踏まえて、どのような地域包括体制の仕組みをつくるかが4月から各自治体に求められる。谷さんのご報告にあった長崎市に合った仕組みは他と違っていてよいわけです。長崎市に合った仕組みを作ろうというときに、協議体がたくさんあったので整理したというが、今、各自治体でも協議会とか○○コーディネーターとか、たくさんあるんです。それを整理しながら、自分たちにあった仕組みを作っていくことも、これからとっても大事な取り組みになっていくだろうなということを教えていただきました。ありがとうございました。

當間）ありがとうございました。

安斎さん、浦田さん、谷さん、そして原田先生、どうもありがとうございました。改めてご登壇の皆様に拍手をお願いします。

地域まるごとケア・プロジェクトは、少子高齢社会の地域のあり方を子ども・子育て支援の視点から捉え直すべく、にっぽん子育て応援団運営委員及び事務局の有志がプロジェクトメンバーとなって、さわやか福祉財団さんからのご助言もいただきながら、3年間で25自治体へ赴き、現場を歩き、現地でのお取り組みをヒアリングしてきました。ヒアリングの都度、地域包括ケアに子ども・子育ても仲間入りさせてくださいとお願ひして参りました。最大の課題は初年度から一貫していて、地域保健福祉に子ども・子育ての視点を取り入れた取り組みはまだ少なく、まるで独立した別ジャンルのような扱いになっていること、子ども・子育ての現場の課題に対して地域の理解がないことです。こまじいのいえ、こまびよのおうちだと地域の人々に存在を知ってもらえる。一方で子ども・子育てへの目配りある自治体ほど、すべての人に目配りした施策や地域づくりが進んでいました。

この3年間の変化を示す例として、高松市のエピソードをお話します。2015年度にヒアリングでお伺いしたときにお会いした長寿健康課長さんに「地域包括に子ども・子育ても仲間に入れてください」とお願ひしました。彼女は保健師で、母子保健の経験もあることから、「あなたのおっしゃりたいことはよく分かりますが、今高齢者がどんどん増えていて、現場に受け入れられる余地はありません」とおっしゃいました。2016年度、別件で高松市を訪れた当時の子育て支援課長が挨拶に来てくださり、長寿健康課に異動していく、インターの大学生に「高齢の居場所を乳幼児親子も行きたくなるようにするアイデアを考えてほしい」とお願ひしていると報告してくださいました。そして2017年度には、地域に多く置き込んできた高齢者の居場所を多世代共生型に活用しようと、居場所づくりガイドブックを高齢部署と子育て支援部署の共同企画で作成、そのお披露目を兼ねた高齢者支援関係者と子育て支援関係者の交流の場として、地域まるごとケア・プロジェクトの地域人材交流研修会を開催させていただきました。

私たちはゲリラ的に動くことしかできませんが、これからも地域福祉、地域づくりに子ども・子育ての視点をと言い続けていきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

## 閉会挨拶

にっぽん子育て応援団 団長  
樋口恵子



本当に夕張から、長崎から、と遠くからもお越しくださり、刺激的な報告をありがとうございました。そして、地域共生社会の担当者である厚生労働省社会・援護局局長の定塚由美子さんには休日にも関わらずご登壇いただきありがとうございました。

日本福祉大学学長補佐の原田正樹先生、この問題の総括ともいるべき素晴らしいご講演をいただきまして、ありがとうございました。地域力強化検討会についても最新の情報をありがとうございました。

今、人生100年時代を迎え、ゆりかごから墓場まで、どこが最初のスタートで最後の終着地になるかといえば、どう探しても地域しかないので。とくに子どもと高齢者の共通点は移動の徒歩圏内でいったら、だいたい似たようなもの。そこで人生をスタートし終わっていく。

現在の家族は、昨年出た統計からも世帯は単身化していることが明らかです。私はファミレス化と呼んでおります。家族の数が少なく単身化していく社会。そこへもってきて、日本の地域社会は家族・血縁を通して地域に、ということをございましたから、家族が少なくなると地域のつながりもなくなって参ります。ファミレス化と同時にコミュニティ化、コミュニティにもつながらない。ですから他の先進国よりも、もっと孤立しやすい体質となっています。また寿命のほうは他の先進国に勝るとも劣らない長寿化で、人間の最後の支えは何になっていくんだろう。結論は出ております。血縁がなくても地域をご縁に支え合う社会づくりに、私たちがこれから21世紀中葉にかけて成功するかしないかが、日本社会の豊かな連続にかかっていると存じます。

なんだか決まりきった建て前を述べたような気が致しますが、これは、原田先生がおっしゃる、われわれは「総論賛成、各論反対」の総論を持っていなかったではないかというおことばへのご返事でもあります。総論ということばは、ある部分、建てまえ、重なります。理想とも、かなり重なります。現実の難しさを見ながら一歩でも努力して理想に近づく——それがなかったらこの世の中は良いほうに変わりません。少しづつヤセ我慢をしながらも努力する、それが人間らしさだと存じます。

私はもう老い先短いですがそのような努力を私たち世代もこれからもつづけたいと、あらためて励ましていただいた気がします。

そのような実践を心に届くことばで本日の集会にお届けいただきありがとうございました。一層のご活躍をお祈りします。

**地域まるごとケア・プロジェクト 2017 年度調査報告会  
「私たちの手で創り上げる 地域まるごとケア」**  
**2018.2.18**

(アンケート対象者：88名 有効回答数 43通)

**1. このフォーラムをどこでお知りになりましたか？**

1. 応援団ホームページから 12名
2. 他団体ホームページから（さわやか福祉財団・月報） 4名
3. 応援団メールマガジンから 8名
4. 他団体メールマガジンから（ひろば全協、）1名
5. 友人・知人から（葦澤美也子さん、びーのびーの）7名
6. その他（職場から、応援団のイベントで、応援団メーリングリストから、facebook、ちらし、いしかわ結婚・子育て支援財団）12名

**2. 調査報告会の感想をお聞かせください。**

- ・事業者、サービス、相談体制とバランスの取れた発表で、興味深く聞くことができました。（5名）
- ・各所の取り組みもうかがいたいが、このメンバーが集まっての話し合いや質疑応答にも重きを置いて欲しかった。
- ・参加させていただきありがとうございました。有意義な時間でした。ずっと心と頭の中にあった思いを形にしていただいた気がします。（2名）
- ・原田先生のお話が深くてわかりやすかったです。ICTの視点での子どもへの教育が共生の文化につながっていくことを納得しました。いい話を聞いた、で終わらせらず、地域の人に伝わる言葉で熱を持って説明できるようになりたいと思いました。（4名）
- ・各地域で順調な地域活性化が進んでいて安心しました。
- ・資料がわかりやすく、大変勉強になりました。
- ・各地で活躍されている皆さんの貴重な報告、大変参考になりました。心強く思いました。（7名）
- ・時宜を得た企画だと思います。
- ・福祉にとても興味がわきました。
- ・「地域共生」「地域福祉」を支える人づくり（人材掘り起し）に悩んでいますが、いろいろな意味で力づけられました。
- ・原田さんのお話、樋口さんのお話、大変興味深く拝聴いたしました。（報告も）（7名）
- ・本日の報告会を凝縮した樋口団長のお話がとても印象的でした。
- ・自分の地域でも真似したいことがたくさんありました。（3名）
- ・地域で子育て支援をしていますが、「我が事・丸ごとして」の地域共生社会を目指してやっていきたいと思います。よいお話ありがとうございました。
- ・共生の文化になるまで高めていく上で、生活様式全体を、地域のよさと悪さをよく見つめ活動したいです。
- ・個人の困りごととニーズをわがことへと……大事です。
- ・包括的な支援のコーディネートは理解できたが、担い手の確保や、地域の助け合いの構築が難しい。
- ・社協職員で業務をする中で、できたらいいと思っている事が実践されている事参考になりました。（2名）

・それぞれの事例を通じて、仕組みづくりやコンセプトの決定の経緯にも、多くの地域住民の参画と自治体の後押ししが大切であるとよくわかりました。

・全国にはいろいろな取り組みをされているところがあるのだと感動しました。とても楽しそうな取り組みですね。まねはできないかと思いますが、ひとりでもイベントとして地元で取り組めたらきっかけとなれるかと思いました。

・“ふだんの くらしの しあわせ”。この言葉の重みを改めて感じました。ありがとうございました。

・報告者の明るい表情が印象的でした。周りを動かすパワーを感じました。楽しそうな取り組みがたくさんあり、作り上げていく側も楽しんで行っていくのが大事なのだと思います。（2名）

・事例報告の時間をもっと増やして欲しかったです。（2名）

・地域特性がよく出ていて個性がよく理解できた。

・報告書も読ませていただきます。

**3. 地域まるごとケアを実現する地域づくりに向けたあなたの思いをお聞かせください。**

・子育て支援を地域包括支援に……大賛成です。今後どのように進めて行けるか考えて行きたいです。

・古い形骸化した仕組みにうんざりしている。自分の気持ちの切り替えが大切なと思った。

・歳を取ることは豊かであること、出来ることをできる人がする。一生社会性を持つこと。やはり何か動きたいと思っています。家族だけではない小さなコミュニティからのいい顔が増えたらいいなと思います。

・高齢者分野（包括）で、地域づくりにかかわっています。子どものほうが子ども食堂、大気児童会賞など関心を集めやすい。保健師さんも子どもの虐待などで手一杯と“隣の芝生”は青く見えていましたが。お互いを知る必要があると思いました。

・地元岡山県の中に、地域まるごとケアが実現できそうな自治体があるので、何とかつなげたい。

・さわやか福祉財団の岡野様のアドバイスを頂きながら協議体を進めている者です。これからも頼りにして、さらに充実したものにできるように努めたいと思います。

・何かをやりたいが何もできないというのが実状です。地域性によっては難しいと思う。（2名）

・さまざまな課題はありますが、地域で社会を支え、創っていくしかないと思っています。

・私も貢献したい。他団体の活動がとても参考になりました。

・その場、地域はさまざまで、そこで生活する人々も環境や年代も違っても、誰もが安心して安全に生きがいを持てるような地域づくりに努力する勇気をいただきました。

・自らも出来ることを1つずつ行動に移していくうと思います。現在本を執筆中です。

・まずは行政の縦割りをなくしたい。

・中野区も参加したい（してほしい）。

・独居の遠距離の親をどうするかに悩んでいるこのごろ、声を上げていかねばと再認識しました。

・子ども・子育てを地域包括の輪に組み込んでいくためのひとつの示唆が得られました。しかし、ジャンルが異なる！！ 国もハイリスクアプローチとして子ども家庭総合拠点を打ち出しており、戸惑っているのが実情です。

・支えてもらう人たちと支える人たちの立場で二分された形で運営されている状態が多い。相互の連携の形を変える努力を必要としている。地域の人的資源（子どもから高齢者）を有効に活用する。

・生まれてから死ぬまでライフステージは変わりますが、

- どの人も尊厳を持って生きられる、ひとりの人生を丸ごと受け止められる、そんな地域を作ること。
- ・行政の本気度、関係機関の連携体制など、社協として、実現するつなぎ役として頑張りたいと思います。
  - ・まずは自分の住む自治体の取り組み内容について、ヒアリングしてみたいとも思いました。
  - ・今年度は「あいさつ・見守り・学校支援」をキーワードに高齢者と子ども、地域を巻き込み事業化しました。今回学んだ事を参考に、来年度頑張りたいと思いました。
  - ・子どもたちへの伝え方（障がい、社会など）を改めて考え直す必要があると感じました。
  - ・敷居の低い居場所がたくさんでき、緩やかな支え合いが実現する事を願っています。現実では行政と利用者と支援者との板ばさみに苦労しています。
  - ・自分が地域支援に現在かかわっていない事が残念に思うくらい、よい研修でした。研修期間として何かできることを考えてゆきたいです。
  - ・報告会でも何度も話が出ましたが、地域活動者、社協etc.、行政との連携の大切さ。わがことを押し付けない。地域の中で横つながりを意識して強くしていきたいと思いました。行政との話し合いの場を考え、ともにより良い地域づくりができればなと思いました。（3名）
  - ・仕組みづくり担当者への具体的な提案。
  - ・今回の調査から得られる知見、活用したいです。

#### 4. 地域まるごとケア・プロジェクトへのご意見・ご提案などがあればお聞かせください。

- ・行政職員です。今年度、障がい部門から児童部門へ異動しました。昨年度は、地域包括ケアに向けて、高齢部門と調整、体制を統合させましたが、正直「ネウボラ」が子育て世代包括支援センターとは理解していませんでした。この「ネウボラ」という呼称はよくないのではないかでしょうか？（分かりにくく感じたので）
- ・他地域の取り組みを地域の多世代で体験できる（共有できる）機会があると、自分たちにもできる、私たちのところでもできるように思いました。また、分野を越えて本音で対話できる場があるとよいと思いました。
- ・地域包括づくりの推進の中心となっている人たちへの日本国憲法の教育を深めるような取り組みをお願いしたい。
- ・中野で講演して欲しい。
- ・行政（都道府県、特に市区町村）の対処方針により地域社会に強い影響がある。「にっぽん子育て応援団」の市長・まとめを提供する。収容人員に対する出席者が少ない印象があった。多くの人たちの理解、活動は有公に作用する。都市と農村漁村は条件も異なり共通部分を集約して効率的にまとめる事も有効と考える。
- ・地域でうまくいく事は、隣の地域に伝わるとうまく行くと思う。
- ・今回の報告会の案内でした。思いのある方々の活動、機会があれば何か一緒に取り組ませていただきたいと思います。
- ・これから的情報発信を楽しみにしています。
- ・子育ての視点からのプロジェクト展開が必要。どうしでも今の包括支援からの発展系のよう。
- ・成功例だけでなく、失敗例や準備段階のプロセスなども報告していただきたいです。
- ・団長の話もいいですが、事例をもっと長く聞きたかったです。とてもためになりました。
- ・日々の活動に敬意を表します。ありがとうございます。（2名）



2017年度 地域まるごとケア・プロジェクト 報告書

平成 30 年 3 月 31 日発行

発行所：にっぽん子育て応援団



郵便番号 162-0853

東京都新宿区北山伏町 2-17 ゆったり～の共同事務所内

電話 & FAX 03-3269-3314

Mail : [info@nippon-kosodate.jp](mailto:info@nippon-kosodate.jp)

URL : <http://nippon-kosodate.jp>

デザイン：NPO法人びーのびーの企画室

この報告書は、公益財団法人さわやか福祉財団委託事業により作成致しました。

(C) Nippon Kosodate Ouendan 2018, Printed Japan

この報告書の無断転載・複製は、著作権法上の例外を除き禁じられています。